

令和2年第1回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。今年、最初の議会を開催するに当たりまして私の方から一言あいさつを申し上げます。

（議長あいさつ）

私の方から以上でございまして、次に川上町長よりあいさつがありますので、町長の方からあいさつをお願いいたします。

町長 （町長よりあいさつ）

議長 それではただいまより、令和2年第1回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は10名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第12条の規定によって、8番井澤議員と11番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 6番櫻井でございます。本日、開催をいたしました議会運営委員会において臨時議会につきまして話し合いましたが、会期につきましては本日1日間といたしたいと思っておりますので、議長の方よりお諮り願いたいと存じます。よろしくお願いたします。

議長 お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より令和元年11月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、令和元年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので合わせてご了承願いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長 それでは議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。1ページをご覧ください。本条例の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基

づく措置として行われるもので、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を一律に排除する規定等が設けられている条例の一部の見直しを行うものであります。新旧対照表によりご説明いたします。3ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。登録資格ですけれども、第2条第2項第2号中、「成年被後見人」を「意思能力を有しないもの（第1号に掲げる者を除く。）」に改めます。印鑑登録対象者から成年被後見人を除外しており、成年被後見人等の権利にかかる制限が設けられている制度となっておりますので必要な見直し行使を行うものであります。登録印鑑の不受理ですけれども、第5条第7号中「記録」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）が）」に改めます。文言の整理等、具体的な内容に改正するものであります。4ページをご覧ください。第7条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）を削り、同項第7号中「記録」を「記載が）」に改めます。10月議会で議決いただき改正された条文ですけれども、今回第5条第7号を改正いたしますので条文を整理し削除するものでございます。平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例で附則といたしまして、この条例は令和2年2月1日から施行するものであります。以上、ご説明申し上げましたので審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、事前にお配りの説明資料をご覧ください。平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自

治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。1. 改正の理由ですが、これは子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布により、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、この改正後の内閣府令に準じて国の基準どおりに所要の改正を行うものであります。2. 改正の内容については、(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更であります。これまでは左下の図のとおり、保育を利用する3歳以上の副食費については保育料として一度町へ納付していただき、町が保護者に代わり保育施設に対して毎月お支払いしてきましたが、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、保育施設は3歳以上に係る副食費の支払いを保護者から直接受けることができるように改正するものであります。ただし年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子どもを有する世帯については副食費を免除することとし、その費用は公定価格の給付において加算するものであります。なお当町においては、国の定める副食費の対象世帯に対しても無償化を実施するため、必要な要綱を別に定めているところであります。続きまして、(2) 用語(略称)の整理等であります。これは「支給認定」から「教育・保育給付認定」などといった法改正に伴う用語の変更や条項のずれなど、所要の改正を行うものであります。3. 施行期日は、この条例は公布の日から施行し令和元年10月1日から適用するものであります。4. 経過措置ですが、これは条例整備の猶予に関する経過措置としてこの内閣府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、町条例が施行されるまでの間は、改正後の内閣府令に定める基準を町条例で定める基準とみなすものであります。以上、議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第2号平取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号令和元年度平取町一般会計補正予算第11号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号「令和元年度平取町一般会計補正予算(第11号)」につきまして、

ご説明いたしますので38ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算(第11号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ5億5578万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ70億8972万7千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」によるものです。また、第3条の地方債の変更は、「第3表地方債補正」によることとしております。それでは、「歳入歳出予算事項別明細」の歳出から説明いたしますので46ページをお開きください。上段科目は3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費福祉灯油助成費434万4千円の追加です。これは町では平成22年度以降から灯油価格の高騰を理由に、在宅低所得者の生活を支援するため福祉灯油支給事業を実施していますが、今年度においても灯油単価の高騰が続き家計への負担が大きいことから、町内の非課税世帯で高齢者のみの世帯、障がい者の世帯、ひとり親家庭世帯の対象となる『543世帯』に対して1世帯あたり1万円分を、また生活保護世帯については8千円の「灯油購入券」を交付するものです。24節投資及び出資金7万円の追加です。これは株式会社平取町アイヌ文化振興公社出資金で、アイヌ政策推進交付金事業を実施する受け皿団体となる新法人の設立に係る資本金10万円のうち、平取町分として7万円を予算措置するものです。社会福祉総務費合計で441万4千円の増額補正となり、財源内訳としては国、道の50万円は福祉灯油助成費に対しての道の地域づくり総合交付金で残りについて一般財源を充当するものです。続きまして下段の5款1項2目農業振興費19節負担金、補助及び交付金農地整備事業(中山間地域型)負担金133万9千円の増額補正です。これは平取南地区の荷菜ケナシ排水路工事において、10月に赤石の沢合流工掘削中に法面崩落が起き、調査の結果、今後の工事において法面の土留めやトラフ装工基礎部の安定対策を講じなければならなくなり、実施主体の日高振興局から対策工事費に係る町負担の増額要請があったことから予算措置をするものです。財源内訳としては地方債は過疎債を充当し、残りは一般財源を充当するものです。47ページをお開きください。10款2項1目林業施設災害復旧費15節工事請負費5億5003万2千円の追加補正です。内訳は奥地林道ヌタップ線補助災害復旧工事(過年災害分)奥地林道二風谷線補助災害復旧工事(現年災害分)同じく奥地林道二風谷線補助災害復旧工事(過年災害分)となっています。奥地林道ヌタップ線補助災害復旧工事につきましては、北海道胆振東部地震により被災した林道ですが、当初は3カ年で実施する予定でしたが、5月の補正で実施している工事個所の完了の見通しが立ったことから、残りの未施工個所について予算を補正するものです。奥地林道二風谷線補助災害復旧工事につきましては、平成28年8月の降雨により地滑りが発生し林道施設が被災を受け、国の査定を受け、平成30年1月に予算を補正し繰越明許費の対応により平成30

年度での復旧完了を予定していましたが、胆振東部地震により工事を中止しておりました。この度、国の災害復旧事業に認定されたことから、過年災害分、現年災害分を合わせて予算を補正するものです。これらの工事は、令和元年度末までに完了する見込みがないことから、後程説明しますが、令和2年度に繰り越そうとするものです。財源内訳としては、災害復旧事業の道補助金と地方債の災害復旧事業債、その残が一般財源を充当していますが、昨年5月に予算を補正いたしましたスタップ林道の補助事業につきましては、当初は全額補助対象事業と見込み予算を補正しましたが、事業のうち町有林にかかる林地伐採等の事業費が補助対象外で単独事業となったことから、今回の補正予算により一般財源に財源振替を行っております。歳出は以上です。続きまして歳入につきまして説明いたしますので43ページをお開きください。上段科目は10款1項1目地方交付税1節地方交付税1089万7千円普通交付税1089万7千円の増額です。これは「地方交付税交付金」のうち「普通交付税」が既定予算に比べて増額する見込みとなったことから、これを46ページ以降の歳出で説明をいたしました事業の補助金、地方債の充当残の財源として充てるものです。次に下段16款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金地域づくり総合交付金（冬の生活支援事業）50万円の追加です。これは、歳出の46ページ以降で説明をいたしました福祉灯油助成費に対して交付基準に基づき算出される交付金を見込んでいます。次に44ページ上段16款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金5億3998万8千円の増額です。これは歳出の47ページで説明をいたしました奥地林道スタップ線補助災害復旧工事、奥地林道二風谷線補助災害復旧工事にかかる道補助金で、過年災害復旧分のうちスタップ林道分が3億2436万8千円、二風谷線分が7051万9千円合わせて3億9488万7千円となっており、現年災害復旧分が二風谷線に対しての補助金1億4510万1千円となっています。次に下段22款1項4目農林水産業債1節農業債130万円の増額で歳出の46ページ下段で説明をした農地整備事業（中山間地域型平取南）の追加負担分に130万円を過疎債に求めるものです。次に45ページをお開きください。22款1項10目災害復旧債2節農林水産業施設災害復旧事業債林業施設災害復旧事業310万円の増額で、47ページで説明をいたしました林道スタップ線、二風谷線の災害復旧工事の補助残に対して災害復旧事業債に財源を求めるものです。歳入歳出事項別明細書については以上です。次に40ページ第2表繰越明許費をご覧ください。今回の補正予算の中には、歳出でも説明をいたしました令和元年度の年度末までに執行できないものがあることから、これを令和2年度に繰り越そうとするものです。10款2項「奥地林道スタップ線災害復旧事業」3億3340万1千円、同じく「奥地林道二風谷線災害復旧事業」2億1875万9千円は、歳出の47ページで説明したのですが、令和元年度末までに完了する見込みがないことからこれを令和2年度に繰り越そうとするものです。次に41ページ「第3表地方債補正」をお開きください。第3表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償

還の方法をそれぞれ明示したものとなっています。先程、歳出の46、47ページでご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は「農地整備事業（中山間地域型平取南）」で、限度額を補正前の3520万円から130万円増額し補正後は3650万円とし、二つ目は「災害復旧事業」で限度額を補正前の5680万円から310万円増額し、補正後は5990万円にしようとするものです。次に48ページの「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」をご覧ください。前前年度の平成29年度末現在高、前年度の30年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第3号「平取町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑の方ございませんか。3番四戸議員。

3番
四戸議員 3番四戸です。ただいま説明がありました46ページの3款民生費の補助費の福祉灯油の件について伺いたいと思います。この補正は灯油の高騰があり、毎年のように支給されているというのでございます。当然、説明がありましたとおり非課税や障害者の世帯、543世帯ですか、この方に支給される福祉灯油でございませぬ。しかしながらもう既に1月も今日で28日でございませぬ。私が聞きたいのは、一日でも早い支給がされるべきではないかという思いでございませぬ。この福祉灯油についてはいつ頃支給されるのか、この辺について伺いたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 福祉灯油につきましては本議会で可決され次第、広く住民にも周知しその後手続きを開始していきたいと考えておりますので、時期的には2月の中旬ぐらいからできるかなというふうに想定しております。

議長 3番四戸議員。

3番
四戸議員 今回の課長の答弁で2月中旬、これから2週間ぐらいですか。もうだいぶ寒さも和らいでいきます。今年は暖冬という冬でございましたけども灯油が値上がりしているということで、こういうことになったものと思いますけども、2週間と言わず、なるべく早めに関一日でもつめて支給されるようお願いしたいと思ひます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 今ご指摘のとおり当課といたしましても、所定の手続き、申請等々の準備を、一日でも早く皆様に関この福祉灯油券が交付できるように努力して参りたいと思ひます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第3号令和元年度平取町一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第4号令和元年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案の理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第4号令和元年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。49ページをお開きください。令和元年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6781万円とするものでございます。2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細書の歳出からご説明いたしますので53ページをお開きください。今回の補正の目的は、今年度分の医療費動向を踏まえた所要の調整をお願いするもので、高額な治療を行った被保険者が多数生じたことにより、予算を上回ることとなったためでございます。2款2項1目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金に601万円を追加いたします。次に歳入についてご説明いたします。52ページをお開きください。4款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金に601万円を追加いたします。以上で議案第4号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第4号令和元年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第8、行政報告を行います。第6次平取町総合計画実施計画ローリング

について報告を願います。まず最初に、まちづくり課長のほうから実施計画と報告をお願いいたします。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは私から第6次平取町総合計画の令和2年度から4年度までの事業実施計画のローリングについてご説明いたします。総合計画における事業実施計画のローリングにつきましては毎年度実施しており、社会情勢や経済状況等の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行っております。向こう3年間の事業計画を対象とし、改訂するという手法をとっております。具体の説明に入る前に、これまでの総合計画審議会での審議の経過等について掻いつまんでお知らせいたします。今回の事業実施計画のローリングにつきましては、昨年11月20日に第1回の審議会を開催し、その翌日から12月8日にかけて各自治会での説明会を開催しご意見等を伺っております。その後、12月25日に第2回の審議会を開催しご審議をいただいたうえで、翌日12月26日に答申されております。資料といたしまして事前配布で、審議会や自治会の説明会でいただいた意見等をまとめた「審議会及び各自治会からの意見等」を配布させていただいております。特に内容には触れませんが、ご一読いただければと存じます。それでは答申をされました事業実施計画の内容についてご説明申し上げ、ご意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。まず事前に配布しております「事業実施計画書」の53ページ以降の財政計画について、各会計の主管課からご説明させていただきたいと思っております。その後、実施計画がされている各事業についてご説明をいたします。それでは財政計画の説明に入りますので53ページをお開きください。総合計画事業実施計画に関わる一般会計の財政計画を表としております。説明につきましては、今後、来年度予算の基礎となります令和2年度の財政計画を主に説明をさせていただきます。まず項目歳入1の町税については、前年度の決算見込みを参考に推計し、令和2年度において5億2000万円を計画計上しております。項目歳入2の地方譲与税と3の交付金につきましては、令和元年度の交付金の決算見込みや来年度の地方財政計画の状況から推計し、譲与税については7700万円、交付金につきましては1億3100万円を2年度において計画計上しております。次に、4の普通交付税は、総務省における地方交付税に関する情報と公債費に算入される交付税の試算値などを勘案し算出したものとなっております。令和2年度において25億9860万円と推計しております。令和元年度の決算見込み25億6023万円に対し、およそ1.5%の増で見込んでいます。3年度以降については算定額が不確定なため人口減等を勘案しつつ、3年度25億8560万円、それ以降の総合計画年度内は対前年比0.5%減で計上しております。5の特別交付税につきましては例年3億5000万円前後で推移していますが、アイヌ政策推進法の施行に伴い、対象事業費の8割が交付金として、1割が特別交付税として交付されることから、これによる増加分として6000万円から9000万円を令和4年度まで追加しております。6の分担金負担金は主に保育料等を計上しており、令和2年度以降、2250万円程度を計上し

ております。7の使用料・手数料については、主なものが町営住宅、排水処理施設使用料などになりますが、毎年度1億4500万円を見込んでおります。8番の国庫・道支出金につきましては、障がい者自立支援給付金負担金や常設保育所運営費など経常的な経費の交付見込み額と、後ほど説明いたします事業費にかかる国、道からの補助金等を合わせて計上しております。令和元年度と比較し3億5千万円程度増額となっておりますが、経常的な事務事業に対する国、道の負担金補助金と投資的事業に対する補助金等を、アイヌ文化推進交付金等を見込みながら個別に積み上げて13億2500万円程度計上しております。9番の財産収入については、町の土地や町営住宅以外の建物などの貸付料や町有林の流木の売り払い代等を積み上げ、令和2年度は5800万円を計上しております。10番の繰越金は、前年度の歳入と歳出の余剰金として例年どおり各年度5千万円程度としております。11番の寄附金については一般的な寄附のほか、ふるさと納税を合わせて、令和2年度以降につきましては毎年1億円を計上しております。12番の諸収入につきましては、通常、毎年度見込める貸付金元利収入のほか、投資的なる事業を行う場合に見込める補助金以外の収入を個別に算出して計上しており、令和2年度は3億8800万円を見込んでおります。13番の基金繰入金につきましては基金から一般会計への繰り入れを令和2年度は2億820万円を計画計上しています。14番の町債であります、上段経常分につきましては地方交付税的な性格を持ちます臨時財政対策債の額で、令和2年度は1億2000万円計上しております。下段の投資分については、後ほど説明します各種事業に充当する起債となっております、令和2年度につきましては、8億3220万円を計上しており、主に後年度の元利償還金に普通交付税の基準財政需要額に70%算入されます過疎債となっております。続きまして歳出についてご説明申し上げます。1の人件費につきましては、町の採用計画等を基本に推計しております。元年度以前は10億円程度で推移しておりますが、令和2年度以降は2億3千万円程度増額となっております。会計年度任用職員制度の施行に伴い定数外職員の給与が反映されたもので、令和2年度は12億7200万円の計上となっております。2の物件費につきましては、需用費、役務費、委託料、各種使用料など多岐にわたる経費が計上されております。令和2年度は7億720万円の計上となっております。定数外職員の賃金が人件費計上となったことが減額の主な要因となっております。3の維持補修費につきましては、30年度は震災の影響で金額が増加していますが、令和元年度以降につきましては9500万円程度計上しております。4の扶助費は障がい者や高齢者、子育て世代の医療費などの支援を行うための経費として、令和2年度は4億4360万円程度計上しています。5の補助費についてであります。各年度衛生組合・消防組合の負担金、各種団体補助や施策推進のための補助金などを計上しております。令和2年度は5億5940万円ほどで、それ以降もほぼ同額で推計しております。6の公債費につきましては新規起債等を見込みまして、償還台帳数値から推計しております。令和2年度は6億8250万円程度を見込んでおります。以降の年度につきましては投資的事

業の増加に伴い、8億円台での推移を見込んでおります。7の積立金につきましては、基金利息、条例積立及びふるさと納税分を加味して、令和2年度以降3000万円計上をしております。8の貸付金等については商工関係の中小企業関係融資預託金や奨学資金の貸付金などの実績見込み額から、令和2年度以降4800万円計上をしております。9の繰出金につきましては、この後説明がございませす各特別会計への一般会計からの繰入金の総額で令和2年度は5億9368万円ほど計上しております。10の投資的経費は、総合計画における事業実施計画の一般会計分の総額25億4444万円を計上しております。ご説明申し上げた歳入歳出の内容によりまして、令和2年度の予算規模は、総合計画段階で69億7609万3千円になる見込みであります。下の欄に記載があります基金残高につきましては、各年度の事業執行に必要な財源を取り崩した場合の残高となっており、第6次総合計画の最終年度であります令和7年度末で10億1228万円の基金残高であると推計しています。昨年のローリングの際の財政計画では10億3670万円でしたので、ほぼ同額の基金残高の推計となります。その下の欄の2行目「起債残高」につきましては、令和7年度末で70億7071万円と推計しています。昨年のローリングの際の財政計画と比較しますと、昨年は68億7960万円でしたので1900万円程度の増となっております。町財政はまだまだ厳しい状況となっておりますので、今後とも事業内容を精査しながら計画を見直していきたいと考えております。以上で一般会計の財政計画について説明を終わります。

議長

それでは次に町民課長のほうから国保会計、後期医療会計の方ご説明お願いいたします。

町民課長

私の方からは、平取町国民健康保険事業特別会計、平取町後期高齢者医療事業特別会計、令和2年度財政収支推計についてご説明いたします。最初に国民健康保険事業特別会計からご説明いたします。55ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計は医療保険会計であり、国民健康保険被保険者が病院等にかかった際に医療費の1割から3割の自己負担額を支払い、残りの医療費をこの国民健康保険事業特別会計より支払っております。それでは収支内容について、歳入からご説明いたします。1. 国民健康保険税ですが国民健康保険事業費納付金として、6. 繰入金、①一般会計繰入金と合わせて道へ納付するもので、①医療給付費1億3534万2千円、②後期高齢者支援金4124万3千円、③介護納付金1866万3千円で、合計1億9524万8千円を計上しております。2. 使用料及び手数料、及び3. 国庫支出金ですが、ともに1千円を計上しております。4. 道支出金ですが、①普通交付金4億7435万7千円、②特別交付金1776万6千円、③財政安定化基金交付金1千円、合計4億9212万4千円を計上しております。5. 財産収入ですが基金利息として1千円の計上です。6. 繰入金ですが、①一般会計繰入金は3970万5千円の計上です。内容ですが、国民

健康保険事業特別会計の事業運営費（事務費）繰入分、保険基盤安定繰入金分、出産育児一時金等繰入金分で、国の法定ルールに基づいた一般会計繰入金でございます。②基金繰入金は、819万1千円の計上で合計4789万6千円です。7. 繰越金ですが1千円を計上しております。8. 諸収入は雑入等で5千円を計上しております。歳入合計額7億3527万7千円でございます。次に歳出についてご説明いたします。1. 総務費ですが、国民健康保険事業特別会計の運営に要する経常的経費で1145万8千円を計上いたしております。2. 保険給付費ですが、平取町の国民健康保険被保険者が医療に要した費用の内、平取町が直接医療機関へ支払うもので、出産育児一時金、葬祭費含め4億7435万7千円を計上いたしております。3. 国民健康保険事業費納付金、①医療給付費1億6627万円、②後期高齢者支援金5026万6千円、③介護納付金2292万円、合計で国民健康保険事業費納付金2億3945万6千円を計上しております。4. 共同事業拠出金、5. 財政安定化基金拠出金ですが、ともに1千円の計上です。6. 保健事業費ですが特定検診等保険事業に要する経費で400万円の計上です。7. 基金積立金ですが基金の利息でございまして1千円の計上です。また、8. 公債費についても1千円の計上でございます。9. 諸支出金ですが直診施設に対する拠出金で、救急患者受入支援事業等に500万2千円を計上いたしております。10. 予備費で100万円計上いたしまして、歳出合計額7億3527万7千円で、歳入歳出同額としております。次に、後期高齢者医療事業特別会計についてご説明いたします。56ページをお開きください。後期高齢者医療制度ですが、北海道後期高齢者医療広域連合が主に制度の運営を行い、市町村は主に窓口業務を行います。市町村が対象者から保険料を徴収し、広域連合に保険料を納付する仕組みとなっております。それでは、歳入について説明いたします。1. 後期高齢者医療保険料ですが、北海道後期高齢者医療広域連合で算出し『総医療費』から『窓口で支払う患者負担額』を差し引いた額の約1割を保険料で賄います。2年に1度保険料が改定され、今回は令和2年度改定予定となっております。令和2年度現年分保険料と滞納繰越分保険料を合わせて5841万円を計上しております。2. 使用料及び手数料は1千円としております。3. 国庫支出金ですが予算の計上はありません。4. 繰入金ですが2824万1千円を計上、内訳は、一般会計からの事務費繰入金、後期高齢者医療事業特別会計の事業運営及び広域連合事務費負担金、保険基盤安定負担金分でございます。5. 繰越金は1千円、6. 諸収入は4千円を計上しております。以上、歳入合計額8665万7千円でございます。次に、歳出についてご説明いたします。1. 総務費ですが、後期高齢者医療事業特別会計の事業を運営するのに必要な経常的経費で324万3千円の計上で、システム機器の保守点検等に係る費用でございます。2. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、広域連合事務負担金分・保険基盤安定費負担金分及び後期高齢者医療保険料分の支払いで8301万1千円の計上となっております。内訳は、広域連合事務費負担金、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定費負担金でございます。3. 諸支出金等ですが、保険料還付金等で3千円の計

上となっております。4. 予備費は40万円を計上いたしております。歳出合計額8665万7千円で、歳入歳出同額としております。以上で、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。

議長

次に保健福祉課長の方から介護保険会計について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

続きまして介護保険特別会計の財政推計についてご説明申し上げますので、57ページをお開き下さい。この介護保険事業については3年ごとに見直され、第7期の介護保険事業計画が令和2年度で終了することから、現在、令和3年度から開始される第8期計画の策定に向けて作業を進めている状況でありますので、現状での推計にてご説明致します。まず、最初に表の下段にあります「介護保険料基準額」ですが、これは65歳以上の方に負担して頂く月額保険料の基準額となるものでありまして、第7期計画では月額4,800円で設定しておりましたが、第8期計画からは月額5,760円、第9期計画からは6,350円の基準額になるものと、それぞれ推計しております。それでは歳入についてご説明致します。「1. 介護保険料」については、65歳以上の第1号被保険者の方から納入して頂く保険料であります。なお令和元年度及び令和2年度における介護保険料の減額については、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減措置が拡充したことによる減額であり、また第8期計画となる令和3年度以降の介護保険料につきましては、今後、高齢化率の上昇に伴い、「第1号被保険者の増加」と「新たな介護保険サービス利用者の増加」などが見込まれることから、その所要額を計上したものであります。次に「2. 使用料及び手数料」ですが、これは介護保険料の督促手数料であります。続きまして、「3. 国庫支出金」、「4. 支払基金交付金」、「5. 道支出金」については、歳出における介護給付費、地域支援事業費などに要する費用について、それぞれ法で定められた補助率に応じて、国・道・支払基金からそれぞれ交付されるものでありまして、また団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者になるいわゆる「2025年問題」などから、今後、介護保険サービス利用者が増加することが想定されるため、増加傾向と見込んでおります。次に「6. 財産収入」ですが、これは基金積立金の利息相当分であります。続きまして「7. 繰入金」、①の一般会計繰入金ですが、これは法で定められた割合や基準などに応じて一般会計から繰入するものでありまして、また②の基金繰入金につきましては保険給付費などの財源不足分として、令和2年度以降、毎年、基金から500万円程度を取り崩し、当該会計に繰入する予定のものであります。そのほか、「8. 繰越金」は50万円、「9. 諸収入」は、その他雑入として、それぞれ所要額を計上したものであります。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。「1. 総務費」については、介護保険事業の運営に要するシステム管理費や介護認定審査会などの経費を計上したものであります。次に「2. 保険給付費」ですが、これは居宅介護サービ

ス費として、訪問サービスや通所サービス、短期入所、福祉用具の貸与などや、また、施設介護サービス給付費として、特別養護老人ホームなどの各施設入所に係る給付費のほか、地域密着型サービスやケアプラン作成などに係る経費も計上しております。今後、要介護者などの増加が見込まれることから、その所要額を計上したものであります。続きまして「3. 地域支援事業費」については要支援者を対象として、訪問型サービスや通所型サービスのほか、総合相談支援事業や食の自立支援事業などの経費を計上しております。これも各計画期ごとに増加するものと見込んでおります。このほか「5. 基金積立金」、「6. 公債費」のほかに、「7. 諸支出金」は、過年度補助金などの精算返還分として、また「8. 予備費」は50万円を、それぞれ表のとおり推計して計上しております。なお表の下段にあります「基金残高」につきましても、毎年、低所得者における介護保険料の軽減措置分などを一般会計から繰入しておりますが、令和2年度末で2600万円程度になるものと推計しております。以上、「介護保険特別会計の財政推計」についてご説明を終了いたします。

議長

続きまして建設水道課長の方から簡易水道特別会計の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それではページは58ページになります。簡易水道特別会計の財政推計についてご説明申し上げます。令和2年度を中心に説明していきたいと思っております。まず歳入の1. 使用料ですけれどもこれは皆様から徴収する水道料金でございまして、令和2年度において1億3100万円を見込んでおります。2. 手数料については、新たに給水工事を引き込む場合の設計検査手数料ということになっておりまして20万円を見込んでおります。3. 国庫支出金については水道事業にかかる補助金でございまして2767万2千円を見込んでおります。4. 繰越金ですけれども、これは確定済みに関しては実数ということで、その他は推計ということで令和2年度は50万円を見込んでおります。5の繰入金につきましても水道会計で足りない分を一般会計からの繰入金で賄うということで7714万円でございます。6. 町債につきましても水道施設の整備等にかかる借入金起債でございまして、6600万円ということになっております。7. 雑入については1千円ということで、歳入の合計が3億251万3千円ということになっております。次に歳出の方ですけれども、1. 一般管理費ということでこれは水道職員の給料ですとか、料金の徴収、メーターの検針等、一部委託している部分もございまして、通常一般的にかかる経費ということで4500万円を見込んでおります。2. 事業費ということで合計1億3377万5千円ということで内訳といたしましては、通常かかる①維持管理費ということで、施設の管理費、具体的に言うと塩素ですとか水質検査、それと一般的修繕ということでございまして。金額は4097万5千円、②の建設改良費については水道事業、今、古い配管の敷設替えとかを行っています。それとメーター器の更新ということの事業費でありまして、92

80万円ということを見込んでおります。3. 公債費、これに関しては借入金の返済にかかる費用でございまして1億2323万8千円、予備費は50万円ということになってございまして、歳出の合計が3億251万3千円ということで、歳入歳出同額となっております。

議長

続きまして病院事務長のほうから国保病院事業特別会計の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

病院事業会計の財政推計について説明いたします。59ページをご覧ください。病院会計は公営企業会計の適用により、左側の項目で収益的収支と資本的収支に区分されております。収益的収支は通常の営業活動による収支となりまして、資本的収支は施設や医療機器などの整備に関する収支となります。まず収益的収支になりますが収入の医業収益は入院外来などの診療による収益となりまして、医業外収益は一般会計からの繰入金が主なものとなります。支出の医業費用は医業収益を得るための費用となり、人件費や診療材料、薬品、減価償却費などとなります。医業外費用は消費税や支払利息などがあります。この収入から支出の差し引き、経常損益が(C)の欄となります。特別利益と特別損失を加えた損益が当年度の純利益または純損失ということになります。令和元年度の決算見込みは、純損益で約2億1500万円の損失と見込んでおりますが、これは旧病院建物を取り壊すことにより建物等の除却費を令和元年度で特別損失に費用として計上することにより、大きく損失を計上することになります。令和2年度以降につきましては年度当初の4月からの新病院での稼働となりますので、医業収益の増収を見込みまして計上損益の利益を見込んでおります。次に資本的収支になりますが、資本的収支は支出に対してどのような収入、いわゆる財源を確保しているかという組み立てになっております。まず支出の項目になりますが、支出の中の建設改良費の令和2年度は医師住宅の建設を予定しております。令和3年度以降は医療機器等の整備を見込んでおります。企業債の償還は改築にかかる償還が令和2年度から始まることになりまして、令和7年度では1億6600万円ほどの償還を見込んでおります。他会計長期借入償還金は令和2年度の償還で返済が終わることになります。上段に戻りまして収入になりますけれども、企業債の欄の令和2年度の借入額約6000万円は医師住宅の建設に充てる企業債の借入れとなります。他会計補助金、他会計負担金は、一般会計、特別会計からの繰入れとなる額を見込んでおります。1番下に繰入金合計額とありますけれども、一般会計などからの繰入金合計額の見込みを記載しております。令和2年度では3億3600万円ほど、令和3年度では3億4800万円ほどと見込んでおります。以上を財政推計の説明とさせていただきます。

議長

それでは休憩いたします。再開は10時55分といたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時54分)

議長

それでは揃いましたので再開したいと思います。休憩前に戻りたいと思います。まちづくり課長の方から実施計画と全般、報告をお願いしたいと思います。まちづくり課長。座ってご説明してください。長くなると思います。

まちづくり課長

それでは着席にてご説明をさせていただきます。それでは引き続き、第6次総合計画の令和2年度から4年度までの事業実施計画についてご説明申し上げます。まず、本日配布をさせていただきました「第6次総合計画における基本計画区分別事業計画数一覧」からご説明申し上げます。A4、1枚両面刷りでお配りしております。こちらにつきましては、事業実施計画書に掲載されている一般会計における事業総数は278事業となっておりますが、過去に行ってきた事業の足跡や向こう3年間の事業年度以降の事業として掲載されている計画などもありますので、左上の一般会計全体を総括した表のとおり、向こう3年間に実施予定の事業数は181事業となります。このうち新規の事業が34事業となります。この事業数を基本計画区分ごとに掲載しているのが続くそれぞれの表になります。こちらで確認できるとおり、掲載事業数では87事業で右上の「生活環境」の区分が最も多くなっていますが、向こう3年の間に計画額が計上されている事業数では「教育・文化」の区分が60事業で最も事業数が多くなっています。新規事業についても「教育・文化」で最も多い17事業となっております。基本計画区分別の事業費についても、右側の下の方に掲載しています。先に説明をいたしました財政計画における事業費と符合するものですので、ご確認をいただければと存じます。また裏面には事業費の大きい事業、一般財源の大きい事業および起債額の大きい事業を年度ごとにまとめた資料となっております。1番上の事業費ですと令和2年度については、9-2の二風谷小学校校舎整備事業の事業費が最も多いかたちとなっており、続く事業というかたちで事業費が大きいものについて3事業程度ずつ掲載をしているといったかたちになります。事業費全体だけではなく、一般財源の持ち出しが大きい事業、それと起債額が大きい事業等についても表にまとめてありますので、ご一読いただければと思います。もう一点、事前に配布した資料として今回のローリングの特徴となっている「アイヌ政策推進交付金事業」について、抜粋した事業実施計画書を併せて配布していますので別途ご確認いただければと存じます。これより第6次総合計画の令和2年度から4年度までの事業実施計画について事業実施計画書に沿ってご説明申し上げます。事前に資料を配布させていただいておりますので、例年通り278事業のうち、主に令和2年度の新規事業、事業費の大きな事業、昨年から変更となった事業などを中心に説明したいと存じますのでご了承いただきたいと思います。また実施計画書につきましては、12月の答申時点での内容であり、実施計画書の送付後に投資予算の査定が行われることなどから、答申から今日までの間に既に計画の見直

しや変更があった事業もあります。担当課からの連絡等により実施計画書における実施年度の先送り等について把握している事業を先にお知らせします。9ページをお開きください。40-2「鶴川・沙流川交流圏域プロモーション事業」については、令和2年度からの新規事業となっておりますが、令和4年度に延長とのこと。11ページをお開きください。44「名勝ピリカノカ保護推進事業」については令和2年度に事業を実施する計画となっておりましたが、一旦事業計画を取り下げ精査するとのことですので、令和2年度から4年度の計画費の計上はないとのこと。なお事後計画の変更に伴う事業費の変更は、先に説明申し上げました財政計画には反映されておりませんので、ご承知おき願います。それでは1ページ目をお開きください。例年どおり見開きで1事業の3年間の事業費、事業内容等が確認できるつくりとなっております。ページと事業番号および事業名を申し上げてご説明申し上げます。1ページ目7-2「学校体育館改修事業」になります。旧荷負小学校の体育館は、地元住民の運動不足解消、剣道少年団の定期利用等、廃校後も地元の要望どおり地域の拠点施設として、積極的に有効活用されているところですが、老朽化により雨漏りが発生しており火急に屋根部分の改修工事が必要となっております。過疎債を主な財源としながら、令和2年度において改修工事を行うべく記載額のとおり計画変更しようとするものです。同じく1ページ7-4「学校施設個別暖房整備事業」になります。令和3年度に紫雲古津小校舎および体育館について、記載の事業費により個別暖房化を図るものです。学校のボイラーは老朽化により毎年相当額の修繕費がかかっていますが、更新にあたり、コスト面を含め総合的に判断し個別暖房に移行、重油地下タンクを廃止しようとするものです。財源は過疎債をあて計画しています。続いて3ページをお開きください。9-2「二風谷小学校校舎整備事業」になります。二風谷小学校は昭和61年に建設以降、校舎トップライトガラスの修繕以外に大規模な改修等は行われておらず、雨漏りや結露等による木床の浮上、劣化が著しいため、令和2年度において実施設計に基づいた改修しようとするものです。併せて老朽化している重油地下タンクを廃止し、個別暖房へ移行するものです。過疎債を主な財源としています。同じく3ページ11「学校施設LED照明整備事業」であります。LED灯の普及により蛍光灯等の製造が順次中止されてきていることから、学校施設においてもLED化を進め、維持コストの縮減及び環境負荷軽減を図るものです。紫雲古津小学校及び貫気別小学校校舎において、令和2年度からの5年間でリース導入する計画としています。同じく3ページ12-1「教職員住宅火災警報器整備事業」になります。教職員住宅の火災報知器は平成20年～21年度にかけて新設をしていますが、耐用年数の10年が経過するため機器を更新するものです。単価を7,200円程度見込み、133個の火災警報器の更新を計画しています。同じく3ページ13-2「アイヌ文化教育推進事業」になります。町立小中学校、道立高等学校及び養護学校において児童生徒及び教職員を対象に、アイヌ民族の歴史やアイヌ文化及びアイヌ語の授業を実施するため指導できる人材を各学校へ派遣するとともに町民へのアイヌ文化の普及啓発活動

を行い、また町外の教育機関等のアイヌ文化学習の要望にも対応する事業を新規に行う計画となっています。事業費はアイヌ政策推進交付金を主な財源として各年度500万円としています。同じく3ページ17「中央公民館整備事業」であります。中央公民館の計画的改修事業として、令和2年度において舞台照明機器の更新と耐震診断を過疎債を主な財源に実施する計画となっています。令和3年度は2階トイレの便器交換、令和4年度には調理室と第2研修室の床張替えそれぞれ記載の金額で計画しています。5ページをお開きください。20-3「町民体育館改修事業」であります。柔道場として主に利用されている体育室側の入口のポーチ上部の屋上部分のコーキング等の劣化により、防水工事が必要なことから、令和2年度において新規に事業を計画しているところです。同じく5ページ27-1「二風谷アイヌ博物館整備事業」になります。定期保守作業で、施設の経年劣化のため暖房設備の不具合が指摘されたことにより、至急配管内に不凍液を注入する必要があることから、令和2年度において事業を計画しています。同じく5ページ27-2「二風谷コタン活性化事業」であります。二風谷コタンおよびアイヌ工芸伝承館ウレシパがアイヌ文化博物館周辺において整備され、周辺施設を含め来訪者が増えているなか、令和2年4月に白老町において民族共生象徴空間ウポポイもオープンする状況もあり、さらなる来訪者の増加が期待されます。その増加に対応した体制強化を図るため、アイヌ政策推進交付金を財源として周辺施設への来訪団体誘致に係る営業活動を行い、団体予約受付及び管理を強化する事業を新規に計画しているところです。続いて7ページをお開きください。28-1「博物館チセ群活用推進事業」になります。博物館管理のチセ（シネチセ～イネチセ）を訪れる方たちに対応した日常的な管理を行い、二風谷コタンの活性化を促す新規事業になります。同じく7ページ29「シシリムカ文化大学運営事業」であります。アイヌ政策推進交付金を主な財源とし、アイヌ文化に関する基礎的な知見の講義や、平取ダム地域文化調査事業、イオル再生事業等によるアイヌ文化保全・保護・活用対策の実施概況の報告など、地域住民を対象とした学習会を開催する事業になります。同じく7ページ32「イオル整備事業」になります。イオル再生事業はアイヌ文化振興法に基づき、平成20年度から事業展開されてきましたが、この度のアイヌ施策推進法の施行に伴い、策定された地域計画に基づき、新たな当地域独自の事業展開を計画しています。同じく7ページ33「21世紀アイヌ文化伝承の森」推進事業になります。アイヌの伝統的な森林の取り扱いによる北海道本来の森林の再生、アイヌ文化伝承に必要な草木等の育成、回復、保全および活用に加え、雇用の創出、地域と国有林の協働・連携による森づくりを推進する事業になります。令和2年度6200万円、令和3～4年度各6600万円の事業費を計上しています。同じく7ページ34-1「大学間連携共同推進事業」になります。大学・地域間連携のあり方について専門性の高い研究組織の調査・提言をいただき、それを踏まえ教育・学習講座等を当地域及び全国で展開する事業を計画しています。広域連携事業として全国の大学等と広く国民にアイヌ文化を知っていただく機会を提供することを目的としてい

ます。同じく7ページ34-2「アイヌ文化伝承者育成事業」になります。自治体、アイヌ協会、アイヌ文化保存会等がオーダーメイド方式で伝承者育成プログラムを策定し、地域の意向を十分踏まえてアイヌ文化の伝承者を育成する事業になります。工芸技術者の養成を主な目的とし、アイヌ民族文化財団が参加者を募集し、同財団からの財源により実施します。同じく7ページ35-1「環境保全センター事業」になります。沙流川総合開発事業によるアイヌ文化や自然環境への影響に関する調査を持続的に実施し、その保全対策と沙流川流域の環境やアイヌ文化を紹介するための拠点施設を整備する事業になります。令和2年度実施設計、令和3年度、令和4年度本体工事及び設計監理費を計上しています。同じく7ページ35-2「二風谷地区（二風谷コタン）整備事業」であります。二風谷コタン整備事業は、コアゾーンから漸次段階的に拡充する構想となっており、その第二段階の主要な課題である博物館と萱野茂資料館およびアイヌ文化伝承館を結ぶ、匠の道を中心とした周辺商店街の整備、街路の整備などを図る事業になります。令和2年度基本設計、令和3年度実施設計、令和4年度本体工事及び結成管理費を計上しています。次に9ページをお開きください。40-1「鷓川・沙流川交流圏域形成事業」であります。各地域の資源活用によるモデルプランの構築、回遊ツアー等を通じ平取町、日高町及びむかわ町による交流圏域形成を図る事業です。同じく9ページ40-2「鷓川・沙流川交流圏域プロモーション事業」になります。平取町、日高町およびむかわ町による交流圏域のPR活動の推進事業になります。地域連携DMOプロモーション事業、WEBショップでのPR（広告）、ポスター冊子制作と活用、インバウンド調査などを計画しています。9ページ40-3「観光プロモーション事業」になります。アイヌ文化の継承拠点となる平取町を道内外にPRするため、地域資源を活かし、独自性を有した広告宣伝プロモーション活動を実施計画です。実施計画に基づくプロモーション事業、配信PR動画の作成、情報誌等の整備、公式ガイドブック、WEBサイト制作・運用などを予定しています。続いて9ページ40-4「アイヌ文化・交通拠点ネットワーク構築事業」になります。白老町と平取町とのルート、札幌等の都市圏とのルート、新千歳空港等との交通ネットワークを整備することで、各地から来訪者を呼び込み、交流人口の増加と地域間交流を促進しようとする事業です。定期観光バス運行事業のルート調査・実施計画、文化的景観ツアー事業などを予定しています。9ページ40-5「アイヌ文化・交通拠点ネットワーク観光ルート形成事業」になります。道央圏、道東圏との交通ネットワークを形成することにより、各地からの来訪者を呼び込み、交流人口の増加と広域周遊を促進しようとする事業です。続いて9ページ43-1「イランカラプテ音楽祭事業」になります。本事業は2017年からアイヌ文化への理解を深めてもらうため開かれている音楽祭で、第1回が釧路市阿寒町、第2回は南富良野町、第3回は昨年白老町で開催されております。令和2年度に第4回目の開催が平取町で予定されているもので、音楽祭開催業務を委託する計画となっています。11ページをお開きください。43-2「アイヌ文化のブランド化推進事業」になります。これ

までのアイヌ工芸品に加え、新たな視点からのアプローチとして現代的なデザイナーとのコラボレーションを継続的に進め、アイヌ文化の伝統継承と新たな発展に向けた取り組みを行う計画となっています。新商品開発、国内都市販路開拓、商標登録等などの事業を予定しています。11ページ43-3「アンテナショップ開設事業」であります。アイヌ文様やアイヌ工芸品等とコラボした商品を大都市圏のアンテナショップへ出品する事業になります。同じく11ページ43-4「ジャパンハウス派遣事業」であります。平取町のアイヌ文化振興団体による国際交流推進を目途に、外務省の日本文化対外発信拠点であるジャパンハウス等へ派遣を行う事業です。令和2年度520万円、令和3年度2000万円、令和4年度280万円を計画計上しています。11ページ44-2「博物館民具撮影事業」になります。博物館所蔵資料の主な民具を高解像度で撮影し、台帳・図録のデータ管理を図る事業になります。博物館所蔵資料の撮影・図録等を作成する計画で令和2年度440万円、令和3年度680万円を計上しています。13ページをお開きください。49-2「平取歯科診療所整備事業」になります。平取歯科診療所の医療機器の更新事業になります。過疎債を財源に令和2年度において歯科診療ユニット1台を更新するものです。13ページ50-1「へき地保育所LED照明整備事業」になります。令和2年度において過疎債を財源としながら荷菜及び紫雲古津地区のへき地保育所の照明をLED化し、ランニングコストの削減と環境負荷軽減を図るものです。続いて13ページ52-2「ケアハウス改修事業」になります。ケアハウス「しずか」において改修が必要なボイラーについて令和4年度に工事する計画となっています。15ページをお開きください。54-2「障害者支援施設すずらん改修事業」になります。築35年が経過し、屋根やボイラー配管の経年劣化が著しく改修工事が必要となっていること、また利用者の高齢化への対応に必要な浴室の改修などを令和2年度において計画している事業です。実施主体は平取福祉会になります。17ページをお開きください。60「農地整備事業（中山間地域型）平取南」であります。令和2年度において、用水改良（沙流幹線2）L=396m、排水路L=566mを計画しています。実施主体は北海道です。同じく17ページ61「農業施設等整備事業」になります。サルバ排水路等において長年の山及び沢からの土砂の流入により国営明渠排水に土砂等が堆積しており、排水の流量が確保できず能力が低下していること、また、近年の豪雨に備え、令和2年度、3年度で堆積土を浚渫（しゅんせつ）し、施設等の維持管理を図ろうとするものです。同じく17ページ61-1「農地維持・資源向上事業」であります。各地区の農業施設管理組合が施設の維持管理のため行う草刈、補修等に対し交付金を支払うことで、地区の共同作業と農地等の機能維持を図ろうとする事業です。多面的機能支払交付金事業を活用し、長期的な農業用施設の維持管理活動を支援する計画となっています。17ページ63-2「集落営農体制強化支援事業」になります。機械利用組合等が共同利用する農業機械導入を支援し、高齢化等により減少し続ける水稻作付面積の維持を図ろうとする事業です。事業主体は「機械利用組合等」で、加工用米作付の

取り組みと借り受けによる水張面積の拡大が要件となっています。19ページをお開きください。63-3「産地パワーアップ事業」になります。ハウス栽培においてのICT先端技術導入を支援することで、省力化と生産性の向上を図ろうとする事業です。ハウス内環境制御装置のリース導入を行います。農業協議会が策定する「産地パワーアップ計画」に参加する農業者が対象となります。続いて19ページ64-1「実践農場等改修事業」になります。令和2年度において、紫雲古津地区実践農場排水対策事業として、暗渠工L=260m集水柵1400型1基を設置する計画です。21ページをお開き下さい。72「優良肉用牛繁殖素牛導入及び「びらとり和牛」ブランド拡大支援事業」になります。「びらとり和牛」ブランドの維持のため、優良肉用牛繁殖素牛の導入助成や肥育牛出荷拡大のための支援を行う事業になります。時限を区切り、継続について判断することとしていた事業ですが、黒毛和種の肉用子牛の取引価格が依然として高値で推移していることから、肥育農家等を支援し「びらとり和牛」の出荷頭数の維持、向上を図る必要があることから令和2年度以降も事業を継続するものです。なお、計画書の各年度に記載されている内容欄と22ページの事業内容欄の助成単価の記載に相違がありますが、各年度の内容欄に記載されている単価が正しいので、事業内容欄の金額は削除いただきたいと存じます。同じく21ページ73-1「バイオマス利活用事業」になります。再生可能エネルギーである木質バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を図るとともに地域経済の循環サイクルを構築しようとする事業です。旧病院敷地に施設を整備し、新しい病院と中央公民館に熱や電気を供給しようとするものです。23ページをお開きください。78-2「林道橋梁点検事業」であります。林野庁インフラ長寿命化計画に基づく林道施設（橋梁）の点検・診断に基づき策定した個別施設計画により、令和2年度・3年度において林道施設の改良を実施するものです。23ページ84「空き店舗活用事業」になります。商店街にある空き店舗の利活用により新たに営業を行う場合、店舗の改装費用の一部を補助、また、空き店舗を借りて営業を開始する場合は賃貸借料を一定期間助成する事業になります。25ページをお開きください。89-1「マカウシの滝遊歩道整備事業」になります。令和4年度にマカウシの滝において木柵の整備や木道橋の設置等に係る調査・設計を行い、今後において区域の景観保全を図ろうとする事業です。同じく25ページ89-2「ハヨピラ自然公園跡地整備事業」であります。公園跡地は老朽化し危険な箇所があるため、資材の撤去や修復を行い復元的な環境整備を図りながら伝承の場として再整備し、いこいの森として活用しようとするものです。令和3年度に調査・設計を行い、令和4年度に解体・整備および植林等を行う計画となっています。29ページをお開きください。110-3「小平鹿戸国井線拡幅事業」になります。当該路線は、民宿客の出入りも多いにもかかわらず、国道、または町道側からの出入りの際に車両交差が困難な状態となっていることから、令和3年度において拡幅を行おうとするものです。31ページをお開きください。119「バス運営費補助事業」になります。生活交通路線を確保するため、町内で路線バスを運行

している道南バスに対し、運営経費の赤字分について補助し、地域公共交通の維持を図るものです。35ページをお開きください。141-2「平取町共同墓整備事業」であります。少子高齢化や墓の面倒をみる方が遠隔地居住であることなどから、お墓の承継や維持管理が困難な状況となっており、今後も同じ状況が見込まれることから令和3年度において、共同墓を建立しようとするものです。続いて35ページ143-4「北海道総合行政情報ネットワークシステム更新事業」になります。災害時の通信手段として、北海道及び市町村を自営の通信回線で結ぶ行政情報システムを更新整備する事業になります。令和2年度道内市町村で一律の分担金を負担しながら随時必要な更新が図られる計画となっています。35ページ145「消防組合負担金」になります。消防自動車の計画的な更新やオーバーホールの実施、また、消防団防火服や職員用耐火服についても計画的に更新を実施する事業となっており、令和2年度において待機宿舎トイレ水洗化工事、消防ポンプ自動車及び平取積載車更新、令和3年度平取水槽車、職員防火服更新、令和4年度振内水槽車オーバーホール、職員防火服更新を計画しています。35ページ146「小規模治山事業」になります。保安林指定の困難地など国庫補助対象とならない荒廃林地を対象に治山事業の実施し、また、公共治山事業実施に伴う流路工の実施により土砂流出を防止し、林地の保全及び地域住民の生活安全の確保を図る事業になります。事業内容は各年度記載のとおり予定されています。37ページをお開きください。147-1「移住・定住空家等活用事業」であります。町が空き家を取得し、リフォームした後に短期移住体験住宅として活用し、移住者からの購入希望があった場合には、審査の上、譲渡できる事業を行うことで移住促進を図るものです。同じく37ページ150「公営住宅建設事業」になります。平取町公営住宅長寿命化計画に基づく公営住宅の建替と老朽化した公営住宅の解体を実施し、居住環境の確保を図る事業になります。事業内容については記載のとおりであります。同じく37ページ153-2「電気自動車等急速充電設備整備事業」であります。電気自動車の普及による環境負荷軽減、災害時電源確保、観光客等の町内滞留を図る事業として計画しています。令和2年度において電気自動車急速充電設備整備費を計上しています。39ページをお開きください。159-1「廃棄物資源活用事業」になります。平成28年度、29年度において「中小廃棄物処理施設における先導的中小廃棄物システム化等評価事業（環境省）」を実施し、生ごみのバイオマス化に関する技術的検証、採算性の検討を行った結果、技術面、採算性ともに問題なかった事から、早期実現に向け基本計画を策定しようとする事業になります。45ページをお開きください。178-4「税申告支援システム導入事業」であります。令和2年度から消費税の電子申告が義務付けされること、税務署から個人所得税について申告システムの導入が要請されていることから、新たに税申告システムを導入し、よりスムーズで確実な税務サービスを確保しようとするものです。令和4年度よりリース事業による導入が計画されています。49ページをお開きください。水道会計になります。10「公営企業会計移行事業」であります。総務省において、経営・

資産等の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向け、地方公共団体においても民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、令和5年までに公営企業会計に移行することが義務付けられたため、必要なシステム整備等を行う事業を新規に計画するものです。同じく49ページ11「水道法改正に伴う整備事業」になります。人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、令和元年10月1日の水道法改正により水道施設台帳の整備が義務付けられたため、必要なシステム整備等を行う事業を計画しています。続いて病院会計になります。49ページ1「国保病院改築事業」になります。昨年7月に新たな病院建屋が完成し、旧施設を撤去した跡地に今年度実施設計を行った「医師住宅改築工事」を令和2年度において実施する事業になります。衛生組合については特に新規事業の記載はございません。消防組合の事業については、「消防組合負担金」の説明の際に主な事業について触れましたので、ここでの説明は割愛します。以上、事業実施計画書について説明いたしました。よろしくお取り計らい願います。

議長

それでは第6次平取町総合計画について質疑を行います。質疑の順序といたしまして、はじめに事業実施計画に係る各会計財政計画を行います。引き続き事業実施計画をページごとに行いますのでよろしくご配意のほどお願いいたします。なお実施計画の質疑は1事業につき1人3問まで、1事業につき1人3問までとしておりますのでよろしくお願いいたします。また簡潔な発言に心がけていただきたいと思いますとともに、質問は議題外に亘らないよう特段のご配意をご協力と重ねてお願い申し上げる次第です。それでは早速、各会計財政計画の一般会計から質疑を行いますので、一般会計53ページ。54ページ。質疑はございませんでしょうか。2番高山議員。

2番
高山議員

2番高山です。一般会計の財政計画等について、若干、内容等について教えていただきたいというところがございますけれども、53ページの歳出の公債費ですけれども令和2年度では6億8000万円程度、勿論、令和3年度には8億ということになりますけれども、今、病院会計が、病院の建設が終わって2年据置き3年目から償還が始まると思うんですけれども、ちなみに4年度、5年度に病院が例えば償還が始まったとしたら、公債費はどれぐらいになるか参考に教えていただければと思いますけれど。

議長

総務課長。

総務課長

すみません、今の質問は病院会計の公債費ということですか。それとも一般会計の公債費ですか。ここで出てる一般会計の公債費、今この計画でいきますと2年度は6億8200万円となっておりますけれども、3年度につきましてはここにある

ように8億1000万円、4年度につきましては8億3800万円程度、5年度については8億3200万円程度ということで、ピークとしては令和8年8億5600万円程度というふうに見込んでいます。

議長 よろしいですか。高山議員。

2番
高山議員

全体ということでこの財政計画なんですけれども右の表の歳出のところに、この物件費の中には賃金はないということは、これはミスプリということでしょうか。それと何回も言えないんであれなんですけど、それといつも決算審査のときにもお話をするんですけれども、過去ずっとその前の計画をつくったときもそうなんですけれども、人口がもう5000人をきったという状況の中で、財政当局といいますか町として、令和2年もそうですし3年もそうですけれども、約70億に近い予算規模ということになっているんですけれども、もともとそういった内容では色んなものを作っているというようなことの関係もございまして、それぞれが内容的には仕方がないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか、やっぱり本州だとか他の町村に比べるとやはり施設を造っているから仕方がないと言いますけれども、突出したやっぱり人口の少ない割には、色んな要素はあります、アイヌ交付金の関係もありますし、ありますけれども、適正な規模の予算規模というのはどれぐらいを想定して、財政当局ですからこのままずっと行くとは限らないという想定ではいると思うんですけれども、この5000人きった平取町の中で特別なことがなければ、大体適正な予算規模はどれぐらいかというところの、将来的な押さえも含めてその辺の考え方を聞かせていただければと思います。

議長 総務課長。

総務課長

一つは物件費の関係につきましてですけれども、令和2年度から会計年度任用職員ということで、その制度がスタートをして、これまで施設の中では7節の賃金というのがありましたけれども、それについては賃金を廃止ということになりまして会計年度職員は報酬ですとか給与になるということで、これまで物件費分析をしましたけれども人件費分析になるということです。あと財政規模的にいきますと、確かに人口が減少して財政規模ももう少し少なくというところもありますけれども、今回うちと同じようなタイプの町、あるいはうちは5000人を切りましたので、うちの以下の4000人台の町の全道各自治体の予算規模を見ましたけれども、それぞれそんなに人口規模が少ないから予算総額が少ないとは限らず、それぞれの状況、状況によって予算規模は変わっていると思いますので、基本的にはできるだけ50億円台というのが予算規模としては適正かと思えますけれども、そのときの事業によりましてどこの自治体も大きくなったり小さくなったりしている状況だと思います。

議長

よろしいですか。2番高山議員。

2番
高山議員

それともう1点、歳出の維持補修なんですけれども、平成30年には胆振東部の地震があってということで、そういった意味では色んな経緯があったのではないかなと思うんですけれども、令和元年度が大体、実績ということになるんですけれどもどうなんですか、町の施設として段々老朽化されていたり道路がという様なことも含めてということになってくると、維持補修費というのは大体9億5000万円ぐらいでパーになるようなかたちで進んでいくという考え方なんですしょうか。例えば施設が段々、古くなってくると維持補修というのは当然にして経費がかさむというような捉え方であるんですけれどもその辺の考え方はどうでしょう。

議長

総務課長。

総務課長

当然、施設が老朽化をしてくれば維持補修はかかるということですが、そこは色々制度を活用しながら、維持補修というか、拡大なり縮小なりをしていかなければならないと思いますけれども、基本的には施設が古くなってくれば老朽化は進んでいくということと、できればその維持補修についてもこのベースはできるだけ守っていきたいと思っています。

議長

ほかに53、54ページについて質疑はございませんでしょうか。なければ次55ページ、国民健康保険事業会計について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ次に56ページ、後期高齢者医療事業会計について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。ありませんか。

(質疑なしの声)

なければ次に57ページ、介護保険事業会計について質疑ございませんか。ありませんか。

(質疑なしの声)

なければ次にいきたいと思います。次に58ページ、簡易水道事業会計について質疑はございませんか。3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。先ほど説明の中で、説明はあったと思うんですけれども、よく聞き取れなかったのもう一度質問したいと思いますけれどもよろしくお願ひします。水道会計の簡易水道の中で一般管理費なんですけれども、要するに令和2年から倍までいかないけど4500万円、それからずっと3年間ですか。一応5000万円台を推移するんですけど、その説明としては職員の給料及び運営等の費用ということなんですけれども、この辺もう一度簡潔に説明をしていただきたい。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 令和元年、2880万円ほど、それが一気に令和2年度4500万円に上がったという理由は、内訳としては一般的に水道職員の給料及び運営費というほかに、今度、水道会計が特別会計ではなくて公営企業会計に移行するというのでその準備にかかる、具体的にいうと資産台帳ですとか、施設台帳とかその辺の整備というのが公営企業化に向けて入ってきますので、その辺の費用で膨らんでいるということでございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑58ページ、ございませんか。
(質疑なしの声)
なければ次に59ページ、国民健康保険病院事業会計について質疑を受けたいと思います。

6番千葉議員 質疑ございませんか。ありませんか。
(質疑なしの声)
それでは各会計、財政計画の質疑を終了しましたので、引き続き事業実施計画の質疑を行います。事業実施計画の一般会計、1ページ、2ページにおける質疑はございませんか。6番櫻井議員。

6番櫻井議員 6番櫻井です。1ページの7の2、学校体育館改修事業についてであります、これは1200万円で屋根の改修を行うという事に関しましては異論はありませんが、これ今、町の遺産の展示ということをここ数年やっておりますが、このまず実績を教えて欲しいということと、以前この活用については学校教育の方でも使っていきたいということがあったんですが、どの程度使われているかとか、そのことについても加えて教えていただきたいと思います。

議長 文化財課長。

文化財課長 すみません、いま勘違いをしていました。旧荷負小学校の利用実績ですね。去年の5月から展示室としてオープンさせていただきましたけど、高齢者事業団に週3日午前中だけ清掃業務として入っ貫っている関係で我々職員が常駐できません。それで一応、見学申し込みは博物館・歴史館で受けるようにしているんですが、実際の見学に来られている入館者数というのは受付台帳みたいなものを書いていただいて人数を把握してますけど、実質的には数十人程度の見学だけで、令和元年度になりますけども終わっているという状況です。

議長 教育長。

教育長 学校関係の利用ということも質問されていまして、昨年、閲覧が可能になってから各学校の校長会等でPRして、子どもたちの訪問をしてもらいたいという話をしておりました。1年スタートした後ということで、ほとんど学校が行事等が固まった後ということもありまして、昨年は学校の訪問はないという様な状況になっております。今年、また4月から今の時期に次年度の計画がされますので、再度、学校には子どもたちの訪問ということで要請をかけていきたいというふうに思っております。

議長 6番櫻井議員。

6番
櫻井議員 これ体育館も含めての総合的な利用の仕方ということももう非常に、今回のこの多額の費用をかけてやるわけですが、今後のこの全体的なものの使い方、それこそ生活館も含めて、今後荷負では考えていかなければならないということもありますので、そのことも含めた大きな考え方というか、プロジェクトの中でどのような話がなされているのかというのが、まずお聞きしたいんですがいかがでしょうか。

議長 副町長。

副町長 お答え申し上げます。旧荷負小学校につきましてはご存じのとおり2階を開拓財産の展示場ということで、そういう使い方をする前から、この施設はどうやって使っていこうかという協議をして参りましたが、なかなかいい財源とか、それからまだこういうふうにするんだという様な最終的な結論がないままに当面2階だけは開拓財産、振内の旧道場が老朽化ということもあって、そういう使い方をまずしたということでございまして、いろいろ構想としては地域のサロンのような使い方とか、今体育館を地域のスポーツ活動ですとか少年団にも使っておりますけども、あと1階の部分をどう使うかというのがまだ議論と申しますか、協議の最中でありまして、今ご質問にあった今後その荷負生活館の建設等も見据えた中で、この辺の機能を徹底していきたいというふうに思っております。財源の問題もありますので残りの機能については内部で協議をして決定をしていきたいというふうに思っております。

議長 6番櫻井議員。

6番
櫻井議員 最後になってしまうんですけど、本当に思いついた事業を何かこうはじめていくような感じがどうしてもしてならないんですよね。だからこう、なるべくその本当に貴重な財源なんで上手に使っていただきたいという、本当に先ほども言いましたけども生活館のことも考えながら是非、この屋根を塗り替えるだとか、それこそまだLED化もされてませんよね。そのこともだから含めてきちんと考えて

いただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。直接、屋根の改修につながらないので議長からお叱り受けるかもしれませんがよろしくお願い致します。

議長 ほか質疑、1・2ページございませんか。4番中川議員。

4番
中川議員 中川でございます。7の3、また7の4、これまた紫雲古津小学校のことなんで両方合わせてお聞きしたいんですけども、まず令和2年に500万円の予算が、7-3ですね、学校施設のタンク埋設事業、これ令和2年に予算を組んでいたやつが令和3年に移行になったということで、予算関係上、仕方ないのかなと思いましたが、500万円の事業を100万円にしたということで内容を見ますと、昨年とも同じような内容でしたんですけども、ここで何か事業的に何か変わったのかどうかということと、その下の7の4ですけどもここひとつ教えてもらいたいの、この後、二風谷小学校の学校のことでもでてくるんですけども、重油地下タンクの廃止とありますけども、これは廃止とありますけどもそのままにしとくのか、撤去するのか。今までもあったと思いますけど、その辺の確認のところお願いいたします。

議長 教育長。

教育長 紫雲古津小学校の地下タンクにつきましては当初、撤去するというので考えていたんですけども、洗浄して埋設するようなかたちでもOKという様なことで、金額的には下がったというかたちになっています。それと暖房の、個別暖房の部分ですけども、それに合わせて一緒にやるのが1番いいんじゃないかということで、個別暖房やらない間に重油タンクを使えなくすると暖房使えなくなるということもあるもので、それで時期を合わせて3年度にやるという様なかたちの計画であります。

議長 4番中川議員。

4番
中川議員 1番最初に言った7の3、500万円が100万円になったという理由もそこなんでしょうか。

議長 教育長。

教育長 最初に言った撤去をしなくても洗浄してそのままコンクリーだとかそういうので固めてしまうというようなかたちでできるということなので。

議長 よろしいですか。他に1・2ページありませんか。なければ休憩いたします。再

開は1時からといたしますので、3・4ページから始めたいと思います。休憩いたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後12時59分)

議長 皆さん揃いましたので、少し時間早いですけど再開したいと思います。それでは午前中に引続きまして、ページ数でいきましたら3・4ページから質疑を受けたいと思います。11番松澤議員。

11番
松澤議員 3ページの9-2、二風谷小学校校舎整備事業について伺います。昨年度も同じ内容の事業内容だったんですが、その時トップライトガラスの影響で夏暑く日当たりが良過ぎて、劣化し雨漏り・結露も起こるといふふうに聞いておりました、それをトップライトガラスをなくすということも含めての修繕費と言いますか、その検討していくというお話を伺ったんですが、そのことも含めて検討してこのような大規模改修の中の事は検討されたかどうかというのをお聞きしたいのと、結果どうなったのかというのをお聞きしたいんですが。

議長 生涯学習課長。

生涯学習
課長 ただいまのご質問にお答えしますが、そのとおりでございまして、トップライトを撤去いたしまして無くしまして、今の不具合というか無いようにするという事になっております。それで事業費が7000万円ほど上がっておりますけれども、これにつきましては近年の資材の高騰だとか色々ありまして事業費が上がっているということでございます。

議長 外に3・4ページ。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員 櫻井です。12の1の追加の教職員住宅火災警報器整備事業についてであります。先ほどの説明の中で133個ということで計上したということでありますが、この事業に関しましては30年度で終了を一度しておりますよね。それで今回、新たにこれ何戸の分かというのは僕わからないんですけど、どこのこれ教職員住宅になるんですか。

議長 生涯学習課長。ちょっとお待ちください。いいですか。建設水道課長、どうぞ。

建設水道
課長 代わりに答弁させていただきます。おっしゃるとおり平成31年に一旦やっているんですけども、その時の積み残しの部分というか、できなかった部分があるんですよね。具体的に場所と言いますと、飛び飛びやっているんですけども二風谷

の一部まで終わって、それから奥の方が主なところだったと思います。

議長

6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

それ今積み残しというその意味は何となくしか分からないんですけど、これは30年度で終わって昨年もしてませんよね。昨年の事業としてやっていませんよね。これは前回の総合計画の内容を見ても計画にすら載っていないんですけど。本来であれば計画自体に令和元年度、令和2年度というかたちで載っていないと不思議なんですけど。これ計画自体に載っていないということは積み残しという部分もあるのかもしれないけど、これ期限管理をしたために、前回10年で取りかえているということになっていますよね。だから、これ期限管理、甘過ぎるのではないかということがあって、結局この電池の寿命が切れるということで、例えば火災が起きてそれで反応しなかったという場合は、それこそ町側にというか責任があると思うんで、この辺の管理とそれから実施というのはきちんとしていたいただきたいと思うんですけどその辺いかがですか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

当初やったのが、寿命が概ね10年ということで10年前にやっているんですけども、その段階でも確か1カ年ではなく2カ年の事業で2年ぐらいに分かれて、少し一部の違いはあるんですけど2カ年ぐらいでやったということで、本来であれば平成30年度に一気にやりたかったんですけども、いざその、うち等で考えている金額より戸当たりのやつが上がったということで、つける個数が減ってしまったんですけども。それでその30年度やったのが、ちょうど1年前の2月・3月にかけてやったものですから、その予算要求の関係もありまして1年間空白の部分あったので、その積み残しを1年開いてしまったんですけどもやるということで、これでやってしまえば、とりあえず全戸終わるということでその部分を計上いたしたという状況でございます。

議長

6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

これだけどね、前年度で148個ですよ、前回の提示で。今回の提示は133個ということは10数個しかしてない計算になりますよ。まるっきり、そうしたらほとんどやれなかったということでの理解でいいんですか。

議長

建設水道課長。

建設水道

10数ことというのが、戸数なのか。

6番
櫻井議員
建設水道
課長

(マイクなし) にんべんの方。

10数個ということはないです。それは詳細、去年やったやつを見て来なければわからないんですけども10数個で終わっているということはないです。その辺は精査してやるんですけど。

議長

4回目なので。それ建設水道課長、ちゃんと数字を出してやっぱり資料を提供して。今の櫻井議員の答弁と全然かみ合っていない。

6番 櫻井
議員
建設水道
課長
議長

(マイクなし) 計画に載っているの。

調べて、正確な個数とか。

それちゃんと資料として後から出して。次ありませんか、外に。4番中川議員。

4番
中川議員

中川です。13の2、アイヌ文化教育推進事業なんですけども、ここで新しい事業ということでアイヌ語の指導員の派遣業務委託というふうに謳っておりますけども、これは指導できる人材を各学校へ派遣するということなんですけど、これはどこにまず委託するのかということをもっとお聞きしたいと思います。

議長

教育長。

教育長

委託先は会社でなくて、個人的にというふうに考えているんですよ。令和2年度交付金事業がかなり入ってきているということで、人の確保が非常に難しいということがありまして、高校卒業してまだ決まっていな子だとか、そういうことをやりたいということでそういう子もいるということもあって、できれば保存会の方に委託するようなかたちで人を出して貰うようなかたちを考えているんですよ。これ元々始めようと思ったのは、中川議員が学校訪問の時に、総合学習、アイヌ文化の学習で各学校の差があるんじゃないかという様な話があって、それを受けて各町内の小学校・中学校の段階ごとにどういうことを教えていくかというきちんとしたマニュアルを作って、それで町から派遣しながらやっていきたいということもあって、推進交付金の事業を充てながらやりたいということで上げていっております。

議長

4番中川議員。

4番
中川議員

ということは町内からかもしれないし他のところからかも分からないですけど、まず1人を雇って1年間、その人にやって貰うという考え方ですか。

議長	教育長。
教育長	いきなり学校へ行って指導するというのは大変なので、教育委員会の人材を使いながらその補助をやりながら勉強して貰うという様なことを考えております。
議長	ほかに。なければ次の5ページ、6ページをお開きいただいて質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。2番高山議員。
2番 高山議員	高山です。5ページの21番の町民総合グラウンドの夜間照明施設整備事業なんですけれども、これ後期5カ年ということを書いているんですけれども、確か記憶ではずっと先送り先送りで項目だけは残っているんですけれども、こういったこともニーズの変化も色々あるので、例えば今期は仕方ないですけれども、本当に後期5カ年でやれる事業なのかどうかというところも精査をして、対応していただけるようにしてくれた方がありがたいかなと思っています。ただ単純に本当にやるつもりであれば後期で勿論いいんですけれども、ただ色々な情勢の中ではなかなか後期の事業としても実施し得る事業なのかどうかということを精査して総合計画上でも整理をした方がよろしいかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。
議長	教育長。
教育長	最初の計画を立てて諸般の事情といいますか、電力関係ですとか、実施の関係で電気の関係がというのもあったりして延び延びになっているのと、昨年グラウンド自体を野球場にして補助金を入れながら、町費も入れながら、立派な球場なったということもありまして、整備する段階で球場自体を整備するのを先にやったほうがいいんじゃないかということもあって、また夜間照明つけるのに際しましてつける場所が、今の野球場でいうとレフト側の方は場所がないということもあったり、非常に用地的にも難しいという問題も出てきている状況です。令和3年から後期のが始まってくるといってもありますので、その段階で、時代も大分変わってきているということもありますので、その中で協議しながら結論を出していきたいというふうに思っております。
議長	ほかに。なければ次にいきます。7ページ、8ページ。11番松澤議員。
11番 松澤議員	7ページの31番、アイヌ文化博物館体験学習事業なんですけど、この事業内容を見ますと7月、8月というこの期間を設けているんですけど、これは夏休みということで子どもたちという事を中心に考えているとは思いますが、地域住民とか観光客に対するということも考えた場合、この期間だけではなくて別な機会にまた、これってお金もかかるものなのでね、大人に対する何か違ったPR方

法を考えながら、違った方たちにも体験して貰うという方法も考えていただきたいなと思うんですが、そのことに関してお考えを伺いたいと思うんですが。

議長 文化財課長。

文化財課長 こちらの方は今お話あったとおり、夏休み限定で体験学習事業として設けているものでございます。今まで一般財源でやっていたのを交付金に求めて、講師の謝金を上げたり、それから材料を多くして体験学習の数量を多くしようと思って計画したものなんですが、今現在、内閣官房の方から逆に問い合わせもあって、この通りやる予算が付くかどうか分からないという状態になっています。それとは別に松澤議員から質問のあった一般の方、あるいは観光客の方については、これとは別に通年のメニューで古式舞踊とか色んな体験メニューの中にコースター等の木彫の体験も入っていますので、それはそれで通常対応させていただいています。

議長 ほかに。なければ9ページ、10ページ、ありませんか。ないようですので…ありました。11番松澤議員。

11番松澤議員 7ページなんですけど戻って下さい。35の1なんですけども、環境保全センター事業で前年度、用地買収の予算が上がってございましたけども、今回の場合は上がっていませんのでもしあれでしたら、場所が決まったということなのかなと思うんですけども、もしそれであればもう少し詳しく場所とか内容とか分かっていたら教えて貰いたいんですが。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 お答えします。当初、マンロー邸の周辺ということで予定地、検討してましてそこは民地でありますので、用地買収の費用が必要ということで計画してございましたけども、地権者との協議のなかで町が想定している面積、人に土地を貸しているということもありまして、地権者との話の中で町が必要とする面積を確保できないという経過がありまして、今、前に二風谷湖のステージ、湖水まつりとかやっていた国の土地になるんですけども、国の方に国有地含めて使うことができないかということで協議をしております。内々いいでしょうということになってまして、予定地については国の土地に変更ということで今、具体的な協議を進めているところでございます。

議長 ありませんか、他に。なければ9・10ページ。2番高山議員。

2番 高山です。9ページの40の2、アイヌ政策交付金事業なんですけれども、鶴川・

高山議員 沙流川交流圏域プロモーション事業という事なのですが、一応事業の内容を見ると、平取町、日高町、むかわ町による交流圏域のPR活動を積極的に推進するという説明書きなんですけれども、これはそれぞれの事業の年度ごとを見ると勿論アイヌ交付金事業を使っているんですけれども、これは単費も80万円出るんですけれども、3町の交流のそういう推進に平取町が代表してやるということになるのか、それともこの他にそれぞれの各町から負担を貰って一緒に合わせてやる事業なのかというところを1点教えてください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えします。この鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会なんですけれども、当初、3町で広域連携というかたちの中でこの事業を進めようかということで、まず第1段として平取町が先に計画を作ったところでございました。その中で連携というかたちの3町でやる場合について、国の方から地域計画及び事業計画がないと難しいのではないかということで、追加の事業の中で他の2町とも色々協議なり、お話したところでございましたけれども、むかわ町におきましては地域計画は作成していただいたんですけども、日高町については地域計画作成までいかないということで、3町揃った中での事業というかたちが非常に難しいというかたちに現在動いておりますので、とりあえず4年度にこのプロモーションについては、3町揃った中でできればいいのかなというかたちで延長させていただきました。40の1につきましても一応これは交流圏域なんですけれども、今、揃わない部分も含めて平取町単独で実施しようかということで、今、国と検討しているところでございます。

議長 ほかに。2番高山委員。

2番高山議員 今の関連でいくとそうしたら当面は鶴川、沙流川、日高ということだけれども、この交付金使いながらプロモーションこの事業をやるについては、平取町だけを対象にした内容での事業を進めていくという捉え方でよろしいんですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 プロモーションについては3町できれば揃ったかたちで、地域連携、DMOの関係もありますのでやりたいなということで、4年度までに3町うまく揃う様なかたちで進めればということで考えています。40の1については一応これは回遊ルート関係なんで、平取町基本中心にした中で回遊できればというような考え方でございます。

議長 よろしいですか。ほかに。1番金谷議員。

1 番 金谷議員	金谷です。4 3 の 1 の音楽祭事業なんですけど、これはいつ頃の時期にやるのか、これは私もこの南富良野町で見させていただいて、大変すごい素晴らしいものだなというふうに思っておりますのでその辺はどういうふうなかたちで実施するのか、いつ頃実施するのかその辺伺いたいんですけど。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	お答えします。開催時期については10月を予定しています。場所については中央公民館ということで、出演者含めてこれから協議ということになってくるかなと思います。
議長	1 番金谷議員。
1 番 金谷議員	私、南富良野町で見させていただいた時には、あそこのお祭りのときに合わせてやったということで、大変人数がたくさん来て見ておまして、皆さんそういうふうなかたち中でかなり感動して帰ったものですから、できるだけ1人でも多く見られるようなことを考えながら、開催していただきたいなというふうに思っておりますのでその辺について伺います。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	1人でも多くということは考えておりますし、昨年、白老でやっていますけどもそれがベースになってくるのかなと思います。町内のバスとか、無料バスの運行等を考えて1人でも多く参加できるように検討していきたいと思っております。
議長	ほかに。なければ11・12ページ。6番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	櫻井です。4 3 の 4 の新規事業です。ジャパンハウス派遣事業とあるんですけど、教えていただきたいのが今回というか、2月ですか。2月にはロンドンに行くという話を伺っているんですけど、これ以降、事業内容見るとモスクワ等もあるんですけど、これ毎年毎年このジャパンハウスという事業が、ジャパン祭と合わせてどこか世界各国であってやるという、何ていうのかな。派遣されていくという事業だとは思いますが、この事業について説明お願いしたいのと令和3年度に関しましては随分、事業予算が増えているんですけど、これについての説明も合わせていただきたいと思っております。
議長	文化財課長。
文化財課	まず先ほど山田課長の方で少し説明があった時に、こちらの事業内容欄の方に文

字としてはジャパン祭というのが残っていますが、こちらについては私の方で誤解を招くと困るので削除して説明して下さいということで、山田課長の方からの説明ではジャパン祭という言葉はまず無かったということご理解いただきたい。何故そういうふうにしたかといいますと、まずあのジャパンハウスというのは施設の名前なんです、外務省が建てた施設でイギリスロンドンにあるのがジャパンハウスロンドンとありますが、その他に外務省で建てたジャパンハウスというのはロサンゼルスとサンパウロにあります。ロサンゼルスとサンパウロとロンドンとの3カ所にジャパンハウスというのがあるんですが、今現在こちらの方で計画しているのはあくまでも外務省のジャパンハウスロンドンだけの話なんです。それで交付金の申請を地域計画で5カ年で計画した時に、もう既に実は昨年一度、ロンドンで打ち合わせさせていただいているんですが、ジャパンハウスロンドンで2021年にアイヌ文化の発信企画事業をやりましょうということだけが決まっております、それを実現するために本年度、来月2月ですけども、それから令和2年度に2回程度になるかと思うんですが、実際ロンドンに行って細かな打ち合わせをすることを計画しております。そのジャパンハウスロンドンという施設の中だけですと展示等しかできないものですから、例えばまだ具体的ではありませんが踊りを見せるとか、工芸家の作品の実際彫っているところを見せるとか、あるいはアイヌ語の講演をすることか、具体的には決まっていますがそういうことをやろうと思ったんです。そうしたらジャパンハウスロンドンの施設の中だけではできませんので、大英博物館とか、オックスフォードの大学を利用してというふうに検討しているところです。何故そういう話が出たかといいますと、約110年ぐらい前に平取町のアイヌの人がロンドンの方で博覧会をやった時に行った経緯もあって外務省から依頼されて、こんな事はできないかという話と交付金の話が丁度マッチングしたものですから、そういう申請をしたところ交付金の採択になったということです。ですから予算的にも令和元年度・2年度は、どちらかという調査、打ち合わせのための旅費になるのですが、令和3年度は本格的にそのアイヌ関係者の方を延べ人数でいうと、ざっくりですが30人くらいの方を交代交代で送り込んでパフォーマンスをしなければいけないので、一応ロンドン側のプロデューサーの方と折半というわけじゃないんですが、平取町側の方からにとっては人を送り込む、あるいは滞在させるというのでそれなりの金額のものを提供してくれないかということで、申請して今のところ計画ですが、こういう予算にさせていただいています。それとはまた別に令和4年5年がどうなっていくかわかりませんが、ジャパンハウスロンドンの関係については令和3年で終了するのですが、4年・5年に向けてはヨーロッパの方で結構アイヌ文化が注目されている関係があり、尚且つモスクワの方では日露友好記念の都市みたいな今年、来年当たっているんですが、そういう関係でモスクワの日本大使館の方から、もしそういうことが可能であればモスクワでもどうかという様な話が若干今来ている、まだうわさ程度なんですけど来ているものですから、この令和2年3年のうちにうまく成功すればモスクワの方に展開したいというふ

うに思っています。話が元に戻りますが、ジャパン祭を削除させていただいた理由は外務省のロンドンにある大使館の方々が、毎年ロンドン市内でジャパン祭というイベントをやっているんですね。そこでも一緒にやってくれないかという話があったんですが、それは令和3年度に関してはイベントが重なってしまって、誤解を招くのでジャパン祭の方には出場しないで、本格的なアイヌ文化発信を令和3年度にやりましょうという今計画をしているところです。

議長 よろしいですか。ほかに。なければ13、14ページ。3番四戸議員。

3番
四戸議員 11ページの44番の追加の部分ですね。交付金事業の中で追加指定やるんだらうというふうに理解しておりますけども、名称をピリカノカというですか、町としてこの啓発活動を進めていくということになっているんですけども、内容として今まで内容と変わらないようなことで進めていくという考え方なのか、その辺を伺いたいと思います。

議長 文化財課長。

文化財課
長 この44番については先ほどの山田課長の方で説明ありましたが、取り下げということにさせていただきました。というのはこのサインについては衛生組合の敷地内に文化的景観の名称ピリカノカのサインを設置しているのですが、去場自治会からも入り口がわからなかったり、見えにくい場所にあるということもあって、三井物産さんのほうから土地の提供があって、そちらの方に移設を一度計画させていただいたんですが、直接移動できるであろう現地を確認したところ、なかなか見える場所ではなかったもので、今回に関してはその土地の利用はあきらめざるを得ないということで取り下げさせていただきました。

議長 よろしいですか。ほかに。なければ13・14ページ。11番松澤議員。

11番
松澤議員 13ページの53番、平取かつら園大規模改修事業なんですけども、事業内容のところは車両の更新のみしか書かれていないんですけども、特殊浴槽の事で前年の予算よりも半分以下になっているんですけども、この内容が変わったのかどうかお聞きしたいんですけども。

議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 令和2年度の事業については特殊浴槽とエアコンということで、今回、前回の事業費から見たら半分ぐらいになっておりますが、実質的には車いす用の特殊浴槽とエアコンの台数が当初計画しているより若干減ったという部門で事業費が減額になっております。

議長	1 1 番松澤議員。
1 1 番 松澤議員	その特殊浴槽の内容と言いますか、そのもの自体の変更というかそういうことでよろしいですか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	特殊浴槽はそのまま、ここに記載のとおり車いす用の特殊浴槽ということで、特殊浴槽に合わせてシャワーチェアなど、座る椅子ですね、そういうものも合わせて整備するというように考えております。
議長	よろしいですか。ほかに。2 番高山議員。
2 番 高山議員	2 番高山です。1 3 ページの 5 2 番の生活支援ハウスなり、5 2 の枝番の小規模多機能の関係についてということでご質問したいんですけども、実はこの問題だけでなく後から出てくる病院の医師住宅もそうなんですけれども、過去に議会の方から何回か病院跡地も含めてどうするんだということを聞いた時に、そういった時の返事もしくは病院をやる時の地域の説明会の時に、エリアを決めて類似している施設等についてはなるべく集約をしたいというようなことで、それぞれの前に同僚の議員が聞いた時にも、町プロで検討しているからということの内容でずっと今まできた。議会としてはそういう経緯であるということ僕も理解していたんですけども、今回、生活支援ハウスもそれから小規模多機能もそうですし、医師住宅も病院跡地に造るということで先ほど説明がありましたけれども、これ3つだけでなく町のそういった何ていうんですか。ランドデザイン的な、ここにはこういうものを集めようという様なものを確か庁舎内のプロジェクトで検討しているということで、今まではそこで中断していたんですけども、結果的に庁舎内プロジェクトでどういう検討があって、医師住宅は病院の跡地になったのか、例えば生活支援ハウスはここになったのか、これ場所まだ聞いていませんけれども、小規模多機能をどこに造るかという様なことのトータルのプロジェクトの報告を受けて医師住宅も、それぞれ総合計画に載ってきていると思うんですけども、とりあえず前に議会で聞いていたように、それぞれの病院跡地も含めて町プロで検討していたという検討の経過なりをやっぴりこう教えていただきながら、だからこの病院跡地には医師住宅を造るんだと、小規模多機能はここに造るという様な、そういったトータルの話をここも兼合いあるんですけども、まずはその辺の町プロでどう検討されて、どう位置づけされて、どう決めてきたのかというところ、まずもってお聞きしたいなと思うんですけども。
議長	副町長。

副町長

お答え申し上げます。今、ご質問にあったとおり医師住宅を含めた福祉関連施設、それから公営住宅、体育館も含めて、役場庁舎等も今、本当に老朽化で改修改築しなければならない公共施設が数多くあるという中で、この辺をどう整備していくかということで今おっしゃられたとおり内部的な検討を進めているというところでございまして、ただ検討自体、以前、平成30年の11月の総務文教、それから産業厚生の常任委員会で本当に概略ですけれどもお知らせした経緯がございまして、その中でも一番、急ぐ施設としての医師住宅と公営住宅があったというような認識をお知らせしたというふうに思っております、その後、より詳細な説明がなかなか出来なかったという事もあるんですけれども、医師住宅につきましてはこの辺のという本当に概略的な説明をしたという経過がございまして、病院解体後のできた用地の一部を使うということで進めさせていただいているということでございまして、その時もお話しましたがけれども、この辺の当面急ぐその公共施設の改築をする費用は、概算でも60億円を超えるという様なことでございまして、この辺後期5カ年と言ってもなかなかその財源的な裏づけをしながら、後期5カ年に張りつけるというのは本当に至難の協議というようなことになっておりまして、今まで色々、この辺ががいい、あの辺がいいという様な議論はしても、その財源的なはっきりしたしっかりした裏づけがないという様なことで、なかなかお示しできるようなものがなかったというのが現状でございまして、そういうところから、なかなか協議が進まなかったというのが実態でございます。今回、病院につきましては既に本院もできているという様なことでございまして、極めて優先度の高い施設という様なことで前にもお示した場所あたりで先行的に整備を進めさせていただきたいという様なことで、計上をさせていただいたということでございます。議論の仕方として非常にやはり反省するべきところもあるかなというところでございますので、残された今急がざるを得ない施設については、後期5カ年さらにはもっと長期的な視点で議論をせざるを得ないかなというところでございまして、庁内の議論も色々こうやり方を検討しなければならないのかなというところもありますので、またその辺もどういうやり方がいいのかという様なことも含めて、また議会にも色々とお相談させていただければというふうに思っております。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

内容等についてはお話を伺いました。ただこういったかたちで物事をやるとやっぱり常にこう言っているように、とりあえずその全体をどうするんだということの議論がないままに急ぐものについては整備をしたいと、それはどこにと言ったら病院の跡地が空くからそこに医師住宅を建てるというそういう考え方なのかどうかわかりませんが、何かこう全体のグランドデザインがない中で対症的に空いたからここに医師住宅を建てるという、ただ副町長言っているように後期5カ年で財源って、財源はあまり関係ないんだけど、グランドデザイ

ンを示すときに町づくりの基本を示す時に、まずはここにこういう施設をと
るところから進めていくのがね、財源がないから今は医師住宅だけ建てたい
急ぐから建てたいと、それは結構なんですけれども、急ぐその医師住宅を
建てた時にその後の敷地はこれから空いたところを探してという、そうい
う考え方ではなくて、ここの計画に上げる前に町プロとしては全体的には
町の本町市街地の色んな施設、整備していかなければならない施設をこ
のように配置したいというものがやっぱり必要でないのかなと思うん
ですよね。財源がないから後期の中で検討するって、今作った所の敷地
は使えなくなるという様なことがそういうこともあるんでしょうけれども、
ただ整備が悪いという事ではないんですけれども、もうちょっと何とい
うんですか、町をちよす時にきちんとか向こう5カ年まで、財源は関
係なくても大体こういったところにこういう施設が急がれるねというこ
とで、やはりその整備というか、その内容から入っていく必要があるの
かなと思うんですけど、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

議長 副町長。

副町長 私
の答弁がちょっとまずかったところもありますけども、財源がないから
医師住宅からやるというわけではなくて、医師住宅に関しましては
やはりより病院に近い場所を確保するというのが以前からあった考
え方でありますので、病院跡地の一角をとという様なところでは、
今後、どういいう整備をあの跡地で図るかというところの議論はあ
りますけれども、それにある程度対応できるような建設の仕方をする
という様なことにしたいというか、計画を立てたいというふうに考
えてございます。財源を抜きにして色々建てるといいうのは、まず
こういったかたちにしようといいうのは非常に大事な視点だとい
うふうに思っていますけども、例えばこういう福祉施設も後送りにな
ってしまったという実態としては、やはり介護に係る事業所の現状と
いいますか、そういうのも本当に変化しているという様なこともご
ざいまして、それから本町市街地における空き地の状態ですとか、
それから本当にこれからの人口減少、色々レイアウトとしてこうい
うのはあるんだといいうのはあっても、なかなかはっきりしてこう
だといいう様なものも示せないといいうのが実態でもございまして、
やり方として、まずこういいうゾーニングがいいのではないかとい
うようなことを示しながら色々議論していくのも、また一つの手法
かなといいうふうに思いますので、その辺、今までの議論の経緯も
含めて、そういった議論の仕方等も含めて、再度、検討していけれ
ばといいうふうに思っていますのでよろしくお願いたします。

議長 2番高山議員。

2番高山議員 内容的には正直なところ財源という言葉も出ました
けれども、配置計画にはあまり財源、もちろん財源必要ですけれど
も、やっぱり配置計画あって、そして一つ

ずつその中に入れていけるようなかたちでということがやっぱり必要なのではないかなと思うんですよね。まず一つのをやるときに、トータルでこういう土地計画の利用の仕方をして行こうって。ただ財源も含めて本当に考えた時には後期に移るねという様なことで、私は構わないと思うけれども、まず廃止計画ありきで物事を進めていかなければ、やはり手法としてはやっぱりどうなのかなというのが一つと、それから医師住宅今回あがっていますけれども、プロジェクトで検討してこういうかたちで上がったのであれば、やっぱりできれば委員会程度には、説明なりしていただければ大変ありがたかったかなというふうに思っています。僕3つしか質問できないので、生活支援ハウスなり小規模多機能はどこに造るという考え方で3カ年計画の中に入れていいのか、最後にお聞きしたいなと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えします。とりあえず生活支援ハウスと小規模多機能についてはこちらに記載のとおり、令和2・3・4年の中で頭出ししていたものが先送りになったというかたちになっておりますので、まず4年までには事業がないということと、5年以降の後期事業についても具体的な事業費の積み上げ等はしていないという状況にあります。背景としましてこちらの支援ハウス、小規模多機能を先送りした経緯として、先ほど2025問題等もお話ありましたけれども、まず高齢者がより高齢化するというところで、特別養護老人ホームの特養の方の増床を担当課として、優先すべきではないかという考え方が検討の中ででてきたということがございます。当然特養ということで施設の増床になるとそれに係る介護給付費が膨らみますし、そうなってくると基準保険額も上がってくるということになってくることから、果たして生活支援ハウスと小規模多機能、さらに居宅のサービスを拡充していく中で適正な介護保険事業計画が確立できて、極端な保険料増とかがないようなかたちで検討できるかというところにも議論が及ぶかなというふうに考えておまして、その辺含めて介護保険のサービス全体の優先順位も含めながら今後において検討するといったことで、とりあえず、こちらの事業計画から一旦外して、より具体的な検討を進めるといった段階になっているかというふうに考えております。

議長 副町長。

副町長 補足といいますか、高山議員の質問にお答えして配置計画をまずという様なことでのご質問でありまして、私どももそういう考え方もあったというところもございますけれども、ただ財源の裏付けなしにそういう絵を描いて、なかなかそういう財源を見つけられないままこういう事業はできませんと言った時に、本当にそれをお示しする上で責任のあるその示し方なのかという様なことも我々、色々考

えていたというところもございますので、また色々検討の仕方も含めて示し方も検討しながら、進めさせていただければというふうに思っていますのでよろしくお願いたします。

議長 8 番井澤議員。

8 番 井澤議員 8 番井澤です。高山議員のご意見に関連するんですが、本年も、議員の方から要望していた今回の事業実施計画、総合計画のそれが…

議長 番号、何番でしょうか。

8 番 井澤議員 同じページで言いますが、この 5 2、5 2—1 に関わりますけども、高山議員が言ったところの要するにグランドデザイン、町の病院周辺を文教、福祉の地区に使うという様な説明が委員会等でされたと思いますけども、その辺のところも明確に示されずにきているという状況の中で施設がどんどん配置されてくるということがありますし、もう一つは本町地区に寄附された土地があって、また関連して同じ方、寄附された方の持っていた土地を町が購入すると、そこは町の公共施設を何か建てる、町営住宅とか、そんなようなことで個々には進んでいくんですが、やはり本町地区に町有地が非常に少ない中でどういう役場、この本庁舎を含めてグランドデザインというものでどの地区にどういう傾向の性質の建物を建てていくかというそういうものが示されないで、そしてまた単年度ごとの総合計画の見直しも、今日初めてかけられたように議会に知らせるのが遅いということがあって、高山さんが厳しく問うているところじゃないかと思いますが、私もそのように思いますが、是非そういう町が町立病院が廃止されてその後、今この小規模多機能施設等がありますし、後で出てきます木材のチップのボイラーのことも出てきますけども、そういうものが今まで個々には説明されるけども、どの地区で設置していくと町のエコであるし利便性もあるし、町民にとって利便性もあるという、その辺の行政としての庁内プロジェクトが代表でやっているんだと思いますが、その練り方が不十分であって、我々議会にもその示され方が、個々には出てきてもトータルでこういうことであってこれが良いという様なものも示されてきているということがあると思います。そういうことでまずは、その中で言った上でこの総合計画の見直しについては、各自治会に第 1 回の審議会の計画案で決めた後地域で説明会が行われますけども、その時点で議会に提案していただくということを副町長が検討しますと言ったんですが今年も実現していないんですが、このことについて先に示されればそのグランドとかそういうことの関係も我々が把握しやすいわけですけども、そのことについて来年度の長期計画の見直しについては議会にいつ示していただけるようなお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長	町長。
町長	私の方からご答弁させていただきますが、結論から申し上げます本当に遅くグラウンドデザインが示されないということに対しては、大変申しわけなく思っていますが、とりあえず本町地区のある程度のゾーン、そしてまた病院跡地の関係の利用の仕方については、何とか2月の常任委員会の中で協議をさせていただきたいというふうに思っています。また発展計画の関係については議員の方々が入っていないという様なこともございまして、そういう中間的な協議というか、そういったものについては、来年度、後期5カ年に入る時点でそういう何というんですかね、中間報告的なことも協議しながら進めさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。
議長	ほかにありませんか。8番井澤議員。
8番 井澤議員	8番井澤です。52、52-1の生活支援ハウスと小規模多機能についてはかつての説明では、合築施設として建ててそれで木材チッププラントからの電気温水の供給も受けるということがあって、それらについての今年度で600万円かけて、合わせて1200万円ですか、かけて、事前設計をするというようなことと思いますが、かつて説明があったはこの2つの施設を合築施設にするのかそうでないのか、その辺はいかがですか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉 課長	今おっしゃられている生活支援ハウスと小規模多機能型の事業につきましては令和2年度では実施しないかたちで、変更前のところに記載されておりますのでご了承願いたいと思います。また両施設につきましては現在のところ、別々のものという解釈でおりますので、建設する時期になりましたらその部門も協議いたしますが現在のところは別施設ということでご理解いただければよろしいかと思っております。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	今、複合施設として建てるかという質問ということだったと思うので、プロジェクトでの検討結果につきましては生活支援ハウス小規模多機能型居宅介護、歯科診療所、社協事務所、包括支援センターなどの機能が複合して建てられないか、検討する中身としてはそれらを検討できないかということで話はしていたということになります。それとバイオマスの熱源、電気の供給ということなんですけども、こちら今実施計画立てまして令和2年度でボイラー設置の予定なんですけども、こちらの当面の熱ですとか、電気の供給につきましては、先ほど冒頭説明申

し上げたとおり公民館と新しい病院施設、こちらへのエネルギー供給ということで想定をしております。

議長 8 番井澤議員。

井澤議員 (マイクなし) まちづくり課長がおっしゃったような説明を頂ければ保健福祉課長から別々の施設ですと・・・、当初、私どもは合築設計をやってエネルギーを・・・説明を受けたと思いますけども町づくりプロジェクトの中で今、まちづくり課長含めた社協なんかも含めて、どんな構想で、より良いものを造るというそういう説明が冒頭されていけば、私もわかりやすいんですけども、そういう経過について、委員会等で総務とかでだして頂ければ我々や・・・にも理解できる。後出で出されると困るという事がありますので・・・には気を付けて頂きたいと思うんですがいかがでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 プロジェクトの事務局担当している課としてこの度30年の11月の常任委員会以降、プロジェクトの会議での進捗状況について報告がなかったということで、今回、ランドデザインについても見失った様なかたちで議会に伝わってしまったかなというのがありますので、ご指摘のとおりその部分は大いに反省をしてもっときめ細かく議会のほうにも報告を申し上げながら、良い意見いただきながら、前に進めていきたいというふうに考えております。

議長 15、16ページに移ります。11番松原議員。

11番松澤議員 15ページの54-1、グループホーム整備事業なんですけど、以前から上がっておりまして令和2年度に実行するようなかたちで載っていたんですが、今回、令和4年度に先送りになっているんですが、事業内容の欄は全く同じ文章で必要だということを書いてあるんですけども、令和2年度じゃなく4年度になってしまった理由といいますか、そういうこと何か特別なものがあるのであれば教えていただきたいんですが。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 グループホームの整備事業につきましては令和4年度に実施するかたちで今回、出しておりますが、その理由につきましてはグループホームの食事を提供する場所がありまして、その今回、令和4年度で建設するグループホームには一括して調理だとかそういうものも厨房と食堂もすべて管理したいということで、総合的なその中核となるグループホームを建設するかたちで現在考えております。そ

れによって今まで個々のグループホームで食事提供等が行われていたものを一括中核的なグループホームを建設して、さらなる経費の節減や利用者の利便性を図っていききたいということで考えております。

議長

1 1 番松原議員。

1 1 番
松澤議員

より良いものというか、そういうふう聞こえたんですけども予算はあまり変わっていないようなんですけども、そういう事なんですよ。予算は何か金額はあんまり変わってないようなんですけども。それでいずれにしても今住んでいるところがかなり老朽化が激しくて床も何かブヨブヨして大変だという話を聞きながらこのことを見ていたんですけども、それは2年、3年先送りになっても例えば修繕とかそういうことを改修とか、救急なことをしてやらなくても住んでいられるような状況なんでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

現在の状況につきましては議員のおっしゃられるとおり一部修理しなければならない箇所もございます。そこは軽微な修理ということで修理をしながら、新しいグループホームの建設までの期間をつないでいきたいということで考えております。

議長

ほかに。2 番高山議員。

2 番
高山議員

今の松澤議員の質問に関連するんですけども、これは令和4年に出ている54の1のグループホームの整備事業について、変更の事業費は450万円ということでグループホーム建設工事の調査設計でしょうか。450万円で建つなんていう話ではないのでその辺確認だけ1点。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

この事業費はあくまでも本体工事費の部門でございます。事業実施主体が平取福祉会ということで負担金補助事業として、総事業費から補助金などを引いた残りを平取町が事業費として支出するものでございます。

議長

ほかに。なければ17。高山議員。

2 番
高山議員

これ54—2なんですけれども、これも平取福祉会なんですけれども、これもそうすると事業主体は平取福祉会でそれぞれ町が持つ事業費については4400万円という捉え方でよろしいのですか、起債とあれと分けてはいますけれども、

そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 町の事業費は4487万7千円で間違いございません。ただし総事業費といたしましては1億6817万9千円ということで、この事業費から補助金を引いた補助裏相当を平取町が負担するかたちとなります。

議長 よろしいですか。2番高山議員。

2番高山議員 そしたらこれはあれですか、変更後というやつが総事業費が1億6800万なのがしかで、町と道からの補助がこれだけで一般財源は4487万7千円のうち、これは一般財源というのはこれは町が持つんですか。町が持ってこれを起債で終わってあれすると4480万円は基本的に町が起債を使う、残りの7万7千円はということになるんですけれども、ということは事業主体だけれども1銭もお金出さないということの捉え方ですか。それとも前に野菜の関係でやった時みたくこの起債の元利均等の補てんされる分の残りは事業主体である福祉会からお金が入って戻してもらうという捉え方なのか、その辺の関係だけ教えてください。

議長 町長。

町長 それではこの関係について私の方からご説明申し上げますが、この関係についてもボイラーも含めて非常に老朽化が激しいという様なことで、これは道のほうに要請を福祉会の方と一緒にしております。それで結論から申して一部、給水の管だけの補助金が当たりましたけれども、これだけではやっぱりボイラーの核となる部分が欠落しているので本当に急を要することですので、再度、要望した結果、これらについては国の方に追加補正をお願いをするというようなことで、この全体事業についてはなかなか修理という様なことで補助金はつかないというようなこともございますけれども、何とか一般財源ですべてやることは難しいという様なことでお願いした結果、補正予算が3月の中旬ぐらいに国の方に要請しておりますので結論が出るという様なことで、予算については緊急を要するボイラー関係の核の部分だけをお願いをするというようなことで、額が決まってから、これは新年度に入って補正で対応させていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。それと一般財源の関係なんでありましてけれども、福祉会に町が施設をこれまで建てて、かつら園もそうでありましてけれども施設を建てて、内容については法人格を作りながら運営していただいておりますけれども、財源がもう底をついている状況でございましてほとんど運転資金というか、基金についてはそういう運転資金にまわすような状況にあるということを確認をしております。そういったかたちでこのハードの部分については、や

はり町民が利用するという様なことからいいますと、町がハード部分はやってあげられなければ、これはもう施設が利用できない状況にございますので、そういったかたちでまたある程度、基金も余裕が出れば、そういう財源を出していただくというようなことでございますけれども、緊急を要するという様なことで、こういうかたちの対応をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

内容はよくわかりました。ただ、いつも思うんですけれども、これ基本的に例えばこういうものをやるときに、町と例えば福社会でもどこでもいいんですけれども、これだけの補助をするよとか、これだけあれするよというような、そういう決めというのはないんでしょうか。例えば、前の話だし大変申しわけないですけども、社会福祉協議会が500万円動くというときは総合計画にもかけないでまるっと500万円全部出してあげた。社会福祉協議会がお金無かったのかと言ったら400万円もするワゴン車を買って町に寄附をさせていただくとか、何というんですか、福社会だけでないと思うんですけれども、町が応援するのは構わないと思うんですけれども、何かそういうルールというか、そういうものって町の中には何も持っていないんですかどうか、それだけ一点聞かせて下さい。

議長

町長。

町長

財源的には、基本的にはその法人が蓄えた基金等があれば100%出してもらおうという様な基本的な考え方がございますが、最近基金があるときにはある程度、補助残の2分の1は法人が出してもらおうという様な状況の中で、ある程度、あるいは4分の1出すなどその財政状況に合わせてこれまでやってきておりますけれども、結論から申しますと具体的なそういうルール決めというのは、決めてもそのようにいかないという様なことで、その財政力にしながら町も対応するという様なことで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

ほかに。8番井澤議員。

8番
井澤議員

8番井澤です。今の54—2のところですが、すずらん園の改築ですが、事業内容のところでは車いす利用者や高齢化による下肢不自由な方の車いすの利用ということで廊下が狭くて、車いすだとかわせないんだという様なことがかつての説明であったと思っておりますけれども、今度のこの工事の中で廊下を拡張するとどこか削らなければいけないなんていうことも出たかもしれませんが、この工事の中で新たな近代的な障害者施設によって必要だったけどなかなか持てなかったような物、部屋だとか、コミュニティールームとか、あるいはそういうものの確保は

できたんでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今回、修理する部門につきましては既存の施設を改修するというので、今議員がおっしゃられている部門についての整備計画は現在のところ、まだ上がってはきておりません。今後、法人さんなどからそういう要望もあろうかとは思いますが、現時点では今のところそういう新たな整備の部屋とかそういう部門での要望は来ておりませんので、今回の整備事業の中には入ってはおりません。

議長 8番井澤議員。

8番井澤議員 それでは廊下の拡幅については、現在の廊下幅がいくらで拡幅したサイズが幾らになるかその数字はお持ちですか。教えていただきたいんですが。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 廊下の幅員などのデータは持ち合わせておりません。

議長 ほかに。15・16ページ。なければ休憩をいたします。再開は2時20分ということでお願いいたします。

(休憩 午後 2時 8分)

(再開 午後 2時19分)

議長 それでは再開したいと思いますけれども最初にまたお話をしておきたいんですが、限られた時間で議会進めて参ってますけれども、できるだけ簡潔な質問、質疑に心がけていただきたいと思います。それでは先ほど井澤議員が質問した車いすで廊下の関係どうのこうのということについて、保健福祉課長の方からお答えいただきます。どうぞ。

保健福祉課長 先ほどご質問ありました廊下の幅員ですけれども、廊下の幅員は1メートル80センチとなっております。廊下の幅員自体は既存の幅員のままで計画しております。これは福祉会さんの方で内容を精査し、それに基づいて設計してきた幅員でありますのでそのようになっております。

建設水道課長 先ほど保留になっていた櫻井議員のご質問、3ページの12-1の教員住宅の火災報知器の関係なんですけれども、平成30年度において火災報知器の個数でいく

と122個で、住宅の軒数でいけば43軒をやっております。それでここに載っている90何万円というのは令和2年度にやる予定で、火災報知器の戸数で133個、住宅戸数にして49戸をやる予定の数字でございます。

議長 それに対してあったら1問だけ、特別どうぞ。

6番 櫻井議員 前々回ですから、平成30年度からの事業実施計画書においてはそちらの答弁で50戸、148カ所、個数で言えば148カ所ってやらなければならないという答弁があったんですよ。いいですか。50戸、住宅戸数が50戸、警報器の数が148という答弁があったものですから、それじゃ数値おかしいですよねと言った。だから今、課長の答弁ですと43戸、住宅の戸数が43戸それで122個でしたら、これから逆算すると残りは7軒、そして何ぼですか、26個のやるべきところが今回、言われたところだと49戸まだ残っているよ、49棟というか、49の住宅の戸数があるので、数が全然合わないんで管理がきちんとできているんですかという質問だった。だから相対的にその時の答弁が間違っていたというんでしたら納得はするんですけど、そのときの答弁とはあまりにも数が違うので、これは教職員の住宅だけなのか、いやそれ以外にもあるのかというふうに当然思いますよね、戸数があまりも違うので。そのことを明らかにしていただきたいと思うんですよ。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 多分、多分と言ったら変なんですけども、最初の戸数の間違いというのが、多分、総体の教員住宅の押さえ方というのが間違っていたのではないかなということと、改めて教員住宅でも厳密には教員住宅なんですけど民間に貸したりとかしている部分もあるので、その辺のカウント間違いで元々の数字かと思うんですけども、今回、火災報知器を整備するに当たって改めてその辺のやつを整理した結果、総体的に教員住宅というものの戸数が増えて、その30年度にやったとり残しと言ったら変なんですけども、総体の数字が違ったということでもあります。

議長 建設水道課長、さっきも同じことを言ったんだけど答弁しても数字で挙げて。今現在、実態としてどういうふうになっているかという数字で示してもらって間違いがあったらあったでそれはもう、また改めて精査してこういった数字で行くというものをちゃんと出してください。それでいいと思います。

建設水道課長 総体の戸数でいきます。総体の教員住宅の火災報知器の個数でいくと、全部取り替えて255個必要でありまして住宅の戸数としては、92軒、戸というんですか。それが教員住宅という数字の正しい数字でございます。

議長 ほかに。次進んでよろしいでしょうか。17・18ページ。なければ19・20

ページ。4 番中川議員。

4 番
中川議員

69-1、就農チャレンジ農場整備事業、前からこの事業はうたっているわけなんですけども、今年度はそれは事業行わないで令和3年度から事業設計ということになっております。しかしながらここからこの計画上がっている中で、農業協議会の中でも具体的な話合いというのはまだなされてない状態ではないかと思えます。そういうことでこれから、どういうふうな誰がこうこの物を就農チャレンジの農場を維持していくのかとか、場所もまだ決まっていない状態なんですけども、今後どのような考え方で進めていくのか、またこの令和2年には事業入っていないんですけども、ここで協議会の中で、このことについて具体的に話合っていくのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

ご質問にお答えしたいと思います。まずチャレンジ農場であります、中川議員がおっしゃるとおり、これまでこの事業立ち上げておりました例年見送りしている状況であります。これにつきましてはこれまで町の方では、昨今、農業情勢でいきますと高齢化担い手人手不足等の問題から当町においてもトマト生産者におかれましては年々作付面積が離減しているような状況でありまして、高品質トマトの安定生産、それには供給体制の維持を図るために町ではこれまで新規参入者や担い手の育成等、確保に努めて参ってきております。こちらのチャレンジ農場につきましては、これまで私どもの方で考えていましたのは大規模の施設園芸農場を整備し雇用型就農を創設する目的でこちらの事業を立ち上げているわけですが、先ほど言いましたようにこれまでも新規参入者の受け入れ等についても、今年度についても1戸ということで、来年度についても今の現状では1戸の受け入れが可能というかたちになっております。こういったチャレンジ農場についてはこちらとしては単身者向けに、チャレンジ農場を施設整備していきたいというふうに考えていたわけですが、今段階の段階では担当者レベルの話なんですけど、どうしても単身者用というかたちになるとそれだけの農業所得の確保、さらには農作業の確立等、そういった諸々の問題がありましてこれらについてまずそういった課題等、解決していく必要があると。先ほど中川議員の方もお話ありました農業協議会の方で次年度の協議の場でその内容については協議をして、何とか早い段階でこの整備を検討していきたいというふうに考えます。

議長

ほかに。8 番井澤議員。

8 番
井澤議員

8 番井澤です。今の中川議員と同じ69-1ですが、令和4年のところで農業ハウス等整備3600坪ということで9000万円の子算ですが、雇用を設け、雇

用で行うということがあるので、1棟、ハウス1棟が100坪だとすると36棟のハウス団地というかそういうものを造って、事業をしていってそこを働き手は雇用労働ということになるのでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 今、この面積の部分でいきますとうちの方で今試算しているのは1戸当たり、1戸というのは1人単身者というかたちでいくと800から900坪というかたちで今想定はしているんですよね。ただ実際にそこまでできるかということで先ほども申しあげましたように作業体系の確立等、実際に1人でやるということになれば色々と諸々問題がありますのでその辺の課題をまず、来年度早急に解消するような手法をまず考えて、そのあとでないと施設の整備には取りかかれないかなというふうに。

議長 ほかに。なければ21、22ページ。3番四戸議員。

3番
四戸議員 3番四戸です。73-1のバイオマス利用活用事業について伺いたいと思います。この事業につきましては、先ほど高山議員が質疑した件と重なる部分が多いと思いますが、その辺についてはよろしく願いいたします。また議長より簡潔に質問するようお話がございましたが、その部分にかけるところがあると思いますが私としては、この事業の進め方に理解できない部分が多いので、答弁もわかりやすくお願いしていただきたいと思います。まず先ほども質疑はありましたけれども病院の跡地、これにまずチップ工場、チップ工場じゃない、バイオマスの施設、それと病院の先生の住宅、以前にぼんやりと説明はあったにしても、どこにどのようにして建てるのか、それと先ほどずっと教育委員会が絡んでいる時に、公民館の要するに耐震装置、これもこの辺に絡んでいるのか、その辺について伺いたいと思いますがよろしく願いします。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 お答えします。まずボイラーの設置についてなんですけども、もともと病院が建っていた位置の後方のちょうど公民館の裏手のあたりのスペースで場所を基本計画時から想定をしております。そちらに建てる計画となっております。建てる位置についてとそれともうひとつ、すみません何でしたっけ。耐震に関しては、こちらの補助財源として地域の防災減災と低炭素化を同時に実現する自立分散型エネルギー設備導入推進事業という事業で、バイオマスを導入して環境負荷を減らすということと、もう一つ防災減災を実現するといったことでこちらのボイラーですとか、発電機によって災害時の電源確保なども図るといったような目的もありますので、それに関連して電気を供給する予定であります中央公民館の方

の耐震についても調べておく必要があるということで計画をしているところでございます。

議長

3番四戸議員。

3番
四戸議員

3番四戸です。今の公民館の耐震についてはもしバイオマスの活用事業の中には要するに熱と電気の供給、これを病院と公民館に供給するという考え方だと思うんですけども、もし耐震して公民館でそれが活用できないということになれば、これは病院だけの熱量という考え方になってしまうんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと待ってよ、3問しか質問できないんだから。それともう一つ、チップと、原料がチップなんですけども、チップとなる原料が間伐材やそういうもので地元から供給されるのか、またどこからこのチップ材を買って運搬してきてその施設で使うのか、その辺の、これによってそうしたら電気代や光熱費は本当に安くなってくるのか、このことがはっきりわかっているのであれば何かそういうものを示して欲しいし、いや、そういうものはわかりませんという中でこの事業を進めようとしているのか、その辺についてお答えください。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

まず耐震の関係につきましては先ほど言った財源で求められている部分として、まず54年に公民館が建っておりますので、56年以前ということになるので、まず耐震の調査が必要な施設ということになってきます。今まで耐震の調査が行われていないということで、財源使うに当たって、まず耐震調査を行う必要があるということまで指摘されていて、特にその耐震の結果についてまでは求められていないというか、例えば耐震調査の結果、耐震で補強する部分が出てきたとしても、その部分についてはそれに従って行っていけば問題ないというふうに理解をしております。なのでとりあえず耐震をして、調査をして、必要なものは今後においてやっていくということで問題ないというふうに理解をしております。それと原材料、熱源になるチップでございますが、製作したチップということで供給については、間伐等による未利用材にこちらの部分を活用できればというふうに考えております。そちらを実現した場合の事業の採算性ですとか、CO2の削減効果、地域への経済波及効果については基本計画の段階で試算を行っております。こちらによって大体12年ぐらいで事業費を回収できるものだというところで基本計画段階で見通しを立てて事業を進めているところでございます。

議長

よろしいですか。四戸議員。

3番
四戸議員

これによって要するに本当に、今までのそういう電気や熱の供給、安くなっていくのかというのは何とも私も理解できないし、さっき課長も説明あったようによ

く耐震も何もしないところに避難場所になっているなというふうにも考えられるし、何かちぐはぐなんだよね、その辺が。だからしっかりした何も柱がないうちに、チップの、バイオマスの活用だけが走っているような気がするんです。その辺もう少し何というんですかね、計画的にできないものかなというふうには考えております。それともう一つ、その他としてこの財源なんですけども1億8900万ほどなんですけども、これはどこの財源ですか、その他って。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 こちらの特財につきましては基本的には環境省からの財源というかたちになるんですが、LEDの事業とかもそうだったんですけども、省の方で環境イノベーション情報機構という機関に、この事業を委託するかたちで事業発注がされているというかたちで財源としてはその他という、今申し上げた機構を通じて特定財源が入ってくるということでその他に財源を上げているところです。

議長 ほかにありませんか。4番中川議員。

4番中川議員 73の3、酒米のことについてお聞きしたいと思います。この事業もかれこれ3年くらい経つと思いますけれども、令和2年で、とりあえず令和3年には事業上がっていないので、令和2年には終了と見るのかどうかかわからないんですけども、令和3年度もこの対策というかそういう考えは持っているのかどうか、そこら辺を伺います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えします。今お話があったとおり、30年からお酒の方、実際に販売にこぎつけたということで、今年2年目として平取産米の清酒の事業に取り組んでいるところです。それで当初この事業が30年からの販売ということでスタートした際に、ぜひこの事業を軌道に乗せて目標として町内の小売店が販売組合みたいなものを組織して、自分たちの清酒の販売の利益の中で、組合を運営していくようなところまでいければなというところを目標としてやりたいと。その年限としてとりあえず3年という目標を立ててこの事業がスタートしたというふうに引き継いでおります。そういったこともあって総合計画としては3年間ということで、今のところ令和2年までというかたちで計画を出しているというところになります。ただ正直申し上げて、まだ3年で販売組合のようなものを組織できるまでの出荷数ですとか、販路拡大には至っていないというところが正直なところですので令和3年度以降もう少し事業精査する中で、ひょっとしてまだ町の後押しというか、そういった組織ができるまでの後押しの計画というのが載ってくる可能性はあるんですけども、そういった考えのもとに一応3年度以降は空欄となっ

ております。

議長 4 番中川議員。

4 番
中川議員 私考える、この折角のこの酒米というものを作りまして、平取町の特産品として出したいと思っているところだと思うんですね。そこで令和3年度からこの事業が上がっていないということで、これは今まちづくり課の方で進められているんですけども、産業課の方で、ページ戻るんですけど17ページに集落営農体制強化事業といいますのが新しくあるんですけども、これは要は加工米を利用してそれを作ることによって機械導入ができるという事業だと思うんですね。その事業に載せれないのかどうか、産業課としてどうでしょう。

議長 産業課長。

産業課長 お答えしたいと思います。今の段階でははっきり約束ができないんですけど、今現状、加工用米を推進している部分についてはホクレンの方に出して、冷凍食品等にそういうものを使っていくというふうに私の方では聞いております。ですから、今そちらの酒米の方に加工用を回すというかたちには今の段階では難しいかな。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 関連して加工用米で先ほど事業推進している部分では、水田活用の交付金がただだけという部分もあると思うんですけど、その部分では酒米また別になって、酒造的酒米というカテゴリーになって交付金受ける要件が変わってくるんで、全くすぐにリンクして事業実施というのはなかなか難しく、酒蔵との契約の関係ですとか一定の交付要件があるので、すぐに一緒になってというのは、内部で農協も含めた検討がかなり必要になってしまうかなというふうに思います。

議長 4 番中川議員。

4 番
中川議員 それはわかるんですけども、一応、産業課のほうで調べてもらいたいなというふうに思います。そしてこの折角の特産品をまちづくり課で今行っているわけなんですけども、PRとか何かそういうのが不足しているのではないかなというふうに思います。そこで観光商工課を交えてそういうことはできないのか、そうすることによってもっと需要は伸びてるし、生産者も作り甲斐があるかたちになってくるのではないかと思いますけど、そこら辺どう考えてますか。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長

ご指摘のPR不足というのは昨年、初年度ということで12月で生産分売り切ったというのはあるんですけど、今年はまだ在庫があるということで、その辺のPR不足ですとか、販路拡大が間に合っていないという部分は改善をしなければならないということで考えております。観光商工との連携という中では、今年度からふるさと納税の返戻品にカムイ義経を加えていただくかたちで今対応しているところです。ただ今、ふるさと納税の送料とかの取り決め等が厳しくなって30%以内という制限が出た中では、なかなか1万円の寄附金に対して四合瓶1本の返戻ということで、正直余り人気がない状況ということがあって、今その辺のお酒の値段の低廉化等も含めて今後対策が必要かなということで内部で検討しているところです。

議長

ほかに。8番井澤議員。

8番
井澤議員

8番井澤です。73-1のバイオマス利活用事業のところですけども、チップ、木材チップを燃料とする発電機ですけども、以前、委員会等で説明があったときに先進地視察をされた副町長がボイラー稼働した時に、振動だとか騒音そういうことも考えられるんですけども、そういうことを抑えることも考えながら事業をしたいという説明があったと思うんですが、発電機がありますので電磁波が出るとか、高周波、低周波がまたでるといようなこともありますし、ボイラー自体でもそういうことがある上に今この木材チップとか、抜根などを運んでいる大きなトラックが国道を走っていますけども、全部チップにしたかたちで運べばそんな大型のトラックであるかどうかわかりませんが、運搬車によるそのチップの搬入をした時の運搬車による騒音とか交通の問題とか、そういうことも考えられるのではないかと思いますけれども、その地区には、病院、公民館、歯科医院、薬局、そして今度建つ医師住宅とか、近い将来また小規模多機能施設とか、生活支援ハウスなども建ちますし建つのではないかと思いますし、民家も近くにある状況なので、この辺のことが先進地視察という中でこれを建てる事はもう解決した上で、このご提案になっているのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長

副町長。

副町長

お答えいたします。前も常任委員会でこの件についてお話しまして、私も群馬県のある自治体さんで先進事例を見てきたというところでございまして、低周波とか回転の環境は、いわゆるレスプレエンジンといいますか、そういう見識ですので心配はないというところでございます。正直言って私が行った時には音が気になるかなというところもありまして、その辺の今現時点でどれほどこう改良されているとか、あとそういう騒音があればそこを入れる何といいますか、施設の強化ですとかそういうのが必要になってくるのかなというところで、極力周辺には迷惑をかけないようなかたちでの整備を図りたいというふうに思っ

おります。この事業につきましてはご存知の通り、バイオマス産業都市の一環として実施するということをございまして、3分の2の、環境省からも補助もいただけるという様なこともあって、当然化石燃料とか、電気代がどれくらいかというのも一つの視点でございませけれども、自治体として、こういったCO2削減のそういったその再生可能エネルギーをどう利用してエネルギーをとるかというのも一つ大きな視点であるというところもありますので、ぜひその辺もご理解をいただきながら、事業をやるについてはそういうところも慎重に実施したいというふうには考えてございます。

議長

8番井澤議員。

8番
井澤議員

実際ボイラー運用してみて低周波が発生したりして、町立病院には42床の入院ベッドがありますし、近隣の方にそういう影響を与えものがあると思いますので、もう設計ができ上がっていると思いますが、設計の方にそういうことも十分に確認した上で、作ってしまってからだめだったというようなことにならないように。それとお答えはなかったけど、運搬車、チップを運びこむことの運搬車について被害というのかが発生しないのか、その辺について加えてお答えください。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

周辺施設等に対する騒音ですとか、そういったものの影響については実際に道内でも、病院に既にバイオマスボイラーが同じチップを燃やすバイオマスボイラーが導入されている事例等もございませので、その辺で気をつけなければならない点ですとか、そういうのを先進地に学びながら、その辺配慮した工夫をしたいというふうに考えております。基本計画の段階でチップの搬入経路についても想定をしてございまして、病院の正面側からではなく、国道からではなく、裏の町道の方からチップを搬入するといった考えでルートを選定してございまして、周辺施設には影響がないようなかたちでの搬入を検討したいというふうに考えております。また細かく実施設計する中でどれぐらいの搬入が必要になってくるかですとか、折角CO2削減しても運搬車により化石燃料を焚いているといった状況もあるので、その辺も含めた試算等も含めて今後進めていければなというふうに考えております。

議長

6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

櫻井です。72の1のトマトの里構想推進事業についてであります。最近もう全くといっていいほどこの情報が私たちに伝わってこないんですね。それで町なかでは、紫雲古津に道の駅ができるんだとか、もう既に中に入る業者が決まっ

ているんだとか、そういう情報が錯綜しておりまして、僕らには何とも答えようのない状況が続いているということがありまして、いつ議会にこれまでの進捗状況も含めて、将来構想も含めて、どういうふうになっているのかということが伝わるのはいつなのかということと、それとこれ今、令和2年、令和3年度の計画を見ておりますと新規就農者募集ということが書かれているんですけど、前回までの説明だと、これ以外のことも随分あって、これに対しては前課長とやりあった経緯もありますが、現在、どういうことで令和2年、令和3年度の事業計画がなされているのか、この予算の事業費のあげ方といいますか、積算根拠といいますか、その辺を教えていただきたいと思いますが。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。まず議会への報告についてであります。こちらにつきましては2月に開催されます産業厚生常任委員会の方で、今年度の事業の事業活動報告をさせていただきたいというふうに思っています。それとこちらの里構想の関係であります。こちらの方は櫻井議員の方からもお話ありましたように、平成30年度に策定しました計画でありまして、平取町が将来にわたりトマトの産地として、生産量確保並びに安定供給の維持を目指し、またトマトを通じて町民が健康で元気になることを目的にこちらの計画、こうありたい姿を、平取町のありたい姿を提案した内容になっておりまして、令和元年度ではトマトの里構想で提案しましたアイデアを具体的に実践するために、町内の団体また企業等で構成するトマトの里構想推進協議会を設置し、実践に向けた課題や解決方法について協議を続けてきております。具体的に今年度の事業でいきますと、先ほど新規就農者というお話がありましたが、新規参入者募集相談の参加拡大、さらには平取トマトのVTRの制作事業、さらには平取トマトのPRの冊子等の増冊、新規参入者向けの募集のイベントを札幌の方で昨年10月に開催をしております。令和2年、令和3年度についても引き続き、新規就農者の募集の拡大を中心にこういった諸々の事業を展開していきたいと考えておりまして、特に令和2年度につきましては総務省の方の財源の補助事業を活用して、事業に取り組んでいきたいと考えております。

議長

6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

今縷々伺ったんですけど、これ令和4年度においては事業計画は載っていないんですが、これはどういうふうに考えればいいんですか。

議長

産業課長。

産業課長

とりあえず令和2年、3年の事業の様子を見ながら、5年度以降も考えていかな

ければならないかなというふうに思っております。先ほど答弁しなかったんですが、町の方で色んな噂が出ているということなんです、これにつきましては今、推進協議会の中でもまずこの平取の町にトマトの部分でいきますと情報発信をする拠点施設を整備していく必要があると。それが公設民営なのか、民設民営なのか、そういったことを推進協議会の中でも話し合いを続けておりまして、できればそういった箱物を建てるということになれば、高率な補助を活用していきたいということもありますので、今それを模索検討中であります。

議長 6番櫻井議員。

6番櫻井議員 いずれにしろ、議会としても内容的にもしっかりと話し合っ決めていきたいというのがありますし、従前から実際には関わるといふか、参加を農家の若い方々も含めてしっかり参加できるようなものでなければなかなかこれが発展していくと思えないんで、農家の若い人達も含めての話をきちんと聞いて、この構想自体を進めるかどうかもちんと検討していただきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長 よろしいですか。答弁はよろしいですか。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。今、櫻井さんが質問した中でその協議会等、協議会といふか意見を聞くんで、若い人の意見を聞くということだったんですが、その協議会の中には若い層のなんていふか、メンバーは入っているんでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 先ほども申し上げましたが農業団体、さらには町内の企業等含めて推進協議会、さらにはワーキンググループということで、地元の地域の代表の方は入っているんですが、今、井澤議員からご指摘、ご質問ありましたその若い世代が入っているかという、まず20代30代の方はないかなと。

議長 ほかに。2番高山議員。

2番高山議員 大変申しわけないんですけども、行ったり来たりで申し訳ないんですけども、酒米のところで1点だけ、73の3番なんですけれども、30年、31年ということで基本的には1300本なんですよね。これ一升も四合瓶も入っていたと思うんですけども、事業費が兩年とも360万円で総合計画上の過去のやつを見ると、そういうふうになっているんですけども、今年度は四合瓶だけで2600本なんですけれども、その事業費は70万円しか上がってないんですけども、それがどうかということと、わかっているんであれば今年度そういった町

の評判ではお酒がすごく余っているんで、使って下さいという話があるんですけどもどれぐらい売れていて、今年度、今年度というか令和2年度2600本というのは四合瓶だけなんで、換算すると同じ位の量になるのかどうか計算してませんけれども、事業費、随分360万円と70万円ということで、実質ではなくて総合計画上で見ているだけなんですけれども、その辺について回答お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。確かに初年度は1300本程度の製造で使ったお米が17俵ということになっていました。今年度につきましてはお米については20俵を購入しております。生産本数については内訳別にしまして1700本ほどできております。量的には種類は3種類なんですけども、一升瓶についてこの内330本ぐらいが一升瓶で、残りが四合瓶で、いくつかの種類が分かれているようなかたちとなっています。昨年内ぐらいまでの販売本数で870本程度ということで、今現在は900本を少し超えたぐらいだったというふうに記憶してるんですけども、まだ在庫が800本近くあるといった状況でございます。これ全部ということではなくて、竹浪酒造さんというお酒造りをお願いしているところでも、一升瓶換算で250本ぐらい使いたいということでお話がありますので、そこ残った部分をこれからできれば今年造った分については、お酒特に賞味期限はないんですけどもなるべく在庫については出して、また新しいお米での部分の生産というふうにしていきたいというふうに考えていますので、その辺は進めていきたいというふうに考えております。この2600本というのが実際に四合瓶換算してこの1700本が2600本になるのか計算していませんけど、恐らく同じ20俵程度を見込んで出した数字かというふうに思います。

2番
高山議員

事業費が30・31年ということで、総合計画上なんで正確ではないんですけど一応360万円で計上しているんですけども、今年度、同じ量ぐらいだということであれば、70万円といたら画期的に安いんですけども、5分の1程度なんですけれども、事業費的にもこれ精査して上がっているものなのかどうか、教えていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

大変失礼しました。事業費については一応精査しておりますので、PR用の清酒の買い上げ分の消耗品費ですとか、瓶に張るラベルと四合瓶の箱、化粧箱の印刷代については今のところ町持ちとしておりますのでこの分の印刷製本費、それとホクレンに精米を依頼しているんですけどもこの手数料、それと岩知志地区の農家さんの田んぼを四反ほど借りて酒米を栽培していただいています。この部分の委

託料という部分で予算組まれている部分と、あと原材料費ということで酒米代の支出分、こちらについて酒造会社と折半というかたちで出していて、それらの積み上げで一応70万円で賄えるというふうに試算をしているところです。

議長 2番高山議員。

2番高山議員 内容はわかりました。ただどうですか、先ほどの計算でいくと250本は青森の会社で引き取りたいという話があって残り550本ぐらいですかね。550本、ふるさと納税も中身が変わってなかなか大変かなというところもあるんですけども、四合瓶換算として2600本というのは、ちょっと多いような気がするんですけど見込み的には大丈夫だということで上げているんですけど、その辺の見込みはどうでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 一応お米についてはこれから4月にこれからの購入分については確定していく、先に確定していくかたちになります。2年産の酒米についてホクレンとの取引の関係上、4月から5月にはもう何俵仕入れるというのは決めていかなきゃならない状況でして、既に元年産米の仕入れの量については20俵ということで決定をしておりますので、来年度についても酒蔵さんには、同数程度申し込んでいただくかたちになるので火入れで加水をしたりということで本数が変わってくる部分もあるんですけども、基本的には今年と同じような内訳でいけば1700本ぐらいはお酒ができるといったかたちになって、それに対して今年造った在庫があるといったことになるので、その辺について先ほどもご指摘あったようにPRですとか、販路拡大、その他販売の方法ですとか、値段含めて総合的に清酒の取り組みについて検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

議長 8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。今の酒米のところ73-3の1番右端の事業内容のところの文章の後ろの方で、米の作付可能な農家を保全するっていうような言葉になってるんですが、これなんか当初の説明で何か、説明していただきましたか。保全するではちょっと言葉が通じるのかと思ったんですが、この言葉でよろしいっていうならいいんですけども。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 保全という言葉が適切かわからないんですが、わからないってあれですけど、先ほど言った酒米をお願いしている、栽培をお願いしているところには委託料とい

うかたちで普通に販米を作っていた場合との価格差等で積算したわずかですけれども、一応委託料というかたちを支払っております。その辺が保全という表現になってるのかなと考えます。

議長 23、24ページ。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 櫻井です。85番の起業化支援対策事業についてであります。これは昨年までの事業内容の中には、移住定住促進につなげという文言が事業内容にあったんですが、これがもうすっかり削除されてるんですよ。これ令和4年度には事業がなくなってる、違った、ありましたね。失礼いたしました。これ非常に平取町でなかなか移住定住政策って、なかなかこれといったものがない中でね、この文言が消えるっていうのはこれを移住定住策と見てないのかっていうこともあるんで、これについては残しておいていただきたいということでもあります。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えします。すいません、昨年の事業計画内容の記載について手元になくて承知はしていないところなのですが制度のあり方として当然、町内に住所があるものでとか、新規に事業を営むものということで、当然移住定住につながる可能性っていうのは高い事業かと思しますので、その辺に関連づけた表記っていうのは残すようなかたちで修正をしたいと思えます。

議長 ほかに23、24。8番井澤議員。

8番 井澤議員 8番井澤です。87番の地域商品券発行事業についてですが、このことについては基本的には商工業者の方の事業の拡大発展ということを基に長年行われている事業だと思えますけれども、若干この事業が本当に、商工業者については間違いなく販売が増えますので役立ってますけれども、ひょっとしたら、町民の貧富の格差の拡大になっていないかっていうことがあるんですね。大抵は5万円まで限度、1人5万円まで限度で確か販売していると思うんですが20%アップのこのプレミアム付くってことなんですけれども、何故そんなことを私が言いますかということになりますと、今回昨年10月に消費税の課税アップ、2%アップで10%になったということに対して、政府が住民税非課税世帯、生活保護世帯は含まれてませんけれども、住民税非課税世帯についてやはり20%アップだったかと思えますが、そういうものを消費税アップに対する国民保障っていうような中で取り扱って、平取町も商工観光課で対応していると思えますが、平取町の商工観光課長に聞きましたところ、実際、もう年度末で締め切られているということなんですけれども、予定した額の20%しか申し出がなかったと。それで先だって、浦河町の今回の売り上げについてもやはり20から30%の間でしか売れていな

いということがありまして、結局、低所得者層のためにということで消費税対応でやってるんですが、この低所得者層が1万円買えば1万2000円の買い物できるけど、その1万円のお金が手元にあるかどうかということ、そんなものいらないからってということで申し込んでないのかもしれないけれども、現実いろんな面で貧富の格差っていうのは平取町でも起こっていることじゃないかと思えますけれども、それをひょっとしたらこの地域商品券の発行によって助長しているのではないかというふうに、消費税アップに対するものが80%売れ残っているという状況の中で感じたんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 たぶんプレミアム商品券の関係で国の政策として、福祉対策含めて非課税者に対する特典とまたと子どもさんに対する特典ということでやった事業のことかなと思うんですけども、これにつきましては一応今回、これとは別の中で実施した中で20数%ということだったんですけども、逆に地域商品券発行事業を利用した分、逆にそちらの方は使わなかったのかなっていう考え方もできるのかなと思ひまして、逆に事業がもし、もともと商工会でお願いしてる地域商品券を使わないで、その福祉対策的な部分でやる分は逆に伸びたんならそういう事も言えるのかなと思うので、逆として逆にそういう人たちはあまり少なかったのかなと、地域商品券の方に購入のほうに行ったのかなとそういう捉え方もしたところですよ。これは、うちだけでなく全国的にも非常に利用が少なかったっていう聞いてましたのでそういう部分かなと思ってます。

議長 ほかに。25、26ページに移ります。27、28ページ。6番櫻井議員。

6番櫻井議員 94番の町道整備事業についてであります、これ以前にもお願いした経緯があるんですが、局地的なことこの場で言っているのかどうかかわからないんですが、かつら通りの路面っていうか歩道の路面がものすごい荒れていて、今の桂の木があまりにも大きくなり過ぎて、なんていうの、根が張り過ぎて起伏が激しくなっている状況の中で、こういったものって以前からお願いはしてるんですけど、この事業の中に幾らかでも組み込まれてるものか伺いたいんですが。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 この中には明らかにこういう目的でここ直すっちゃうのも含まれているし、一般的な修正的なものも含まれているんですけども、今言ったかつら通りの部分の歩道ということになれば、その部分的、本当に部分的なことは何かできるのかもわからないんですけども、もう大幅にも剥がれたブロックみたくの全面的にやり替えるといったら、また違うところで、ちゃんとした予算付けをしてやることになる

のかなということなんで。金額もある程度膨らむんであればね、そういう様なかたちになるかと思えます。この分にかつら通りの分入ってるかといえば、はっきり言って入ってはいなくて、その部分的な部分は通常の維持管理っていう中で多少であれば対応することできるのかなというふうに思います。

議長 6番櫻井議員。

6番櫻井議員 今はっきり言って入ってないということでありますので、一度見ていただいて、街路樹があつてそのための起伏っていうか、壊れてる状況があちこちで見られるんで、その部分だけですんで、局所的な補修ということで考えていただきたいと思えます。答弁はいいです。

議長 29、30。無いようですので31、32。33、34。35、36ページ。6番櫻井議員。

6番櫻井議員 6番櫻井です。141の2の共同墓整備事業であります。これについては私自身提案したいと思つていた事業ですので、できれば来年度にでも建てていただければと思うような事業で、本当にあのこれ後々考えたら予算がないだとかつて先送りにするようない事業にしないでいただきたいというのがまず一つのお願いと、それとこれは何人を対象に、何体を対象にっていうのかな、入るような事業でどういったものを建てて、あと場所ですね、場所なんか聞いたところによると荷負に持っていくだとかつていう話もあるんで、できうれば人口的にも多い場所、あとはお墓参りのしやすい場所っていうのがやっぱり必要だと思えますんでね、そのあたりのこと伺いたいと思えます。

議長 町民課長。

町民課長 それではお答えいたしたいと思えます。整備の場所なんですけれども平取町の中心にある、あと斎場の横を今予定しております、管理人がそこに常駐しておりますので、そこに造ると管理の方もしやすいのかなということで、そこを今予定しているところです。共同墓の納骨可能体数なんですけれども、一応あの500体を今のところ予定しているところです。

議長 6番櫻井議員。

6番櫻井議員 管理も含めてということももちろん大切なことかもしれないんですけど、やはりあのお墓参りができる、そういうことができなくなった人が入ということももちろんわかるんですけど、できうればそのことも考えていただいて、お盆とかにはお参りしやすい環境であつてもらつたらなというのがよく町民から聞く言葉

なんでね、その辺のこともう一度考えていただくということと、あと委員会におろして、もう一度話すようなこともしていただければと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 よろしいですか。町民課長。

町民課長 それでですね、まだこれ決まったことでなくて来年度に向けて皆さんと協議しながら内容について煮詰めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

議長 ほかに。2番高山議員。

2番高山議員 同じページの143番をお聞きしたいんですけども、これは平取町災害備蓄購入事業ということでございますけれども、胆振東部沖地震のときに公民館が避難所になったんですけども、そこに避難をされる方が両方の受取りと話し方もいろいろあったんでしょうけれども、泊まるのであれば布団持ってきなさいというような指摘もあったように聞いていましたけれども、この備蓄の中に実は災害用の毛布だとかっていうのは社協にあるんですか。それとも備蓄の中で町として入れるものなのかその辺について1点お聞きしたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 毛布については備蓄資材として管理をされているところです。設置場所については、毛布については役場の職員住宅を今は一部代用としてそういった資材置き場にしているんですが、そこですとか、小平の防災倉庫、ふれあいセンター、公民館にも50組ほど設置をしていて場所的にはですね、8カ所程度に整備をされていて、枚数については366ということで把握をしているところです。

議長 よろしいですか。ほかに。6番櫻井議員。

6番櫻井議員 147番の空家等対策推進事業についてであります、これも今、毎度お伺いしてるんですけども、その空き家を有効に活用するための調査ってということでの確にというか、きちっとまた行って帳簿が整理されているのかっていうことと、前回の文章、計画を見ますと、危険空家除却費助成っていうのも並列して書かれてるんですよ。このことに関してはどうなのかなっていうことで町内見るとやっぱり危険家屋が随分多いんですけど、そのあたりの対策というか、もうそのことも含めてお答えいただきたいんですが。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 まず調査状況ということだったと思うんですけども、平成29年度から元年度にかけてまして対象のものを町内全部で104ということで想定をして調査を実施しております。調査したものについて、その後の利用状況ですとか、考え方なんかについて答えていただくようなかたちでアンケート調査を行っております。今のところ44%ほど回収をしている状況で、あと今年度、創設をして常任委員会でも説明した空き家のリフォームですとか、除却に使える補助金についても現在6件だったと思うんですけど利用があったという状況です。あとは危険建屋ということで、例えばそのこういった調査をする中で持ち主がわからないというような建物が出てきて、除却をお願いするような管理者が定かではないという場合も想定されますので、これもあの今年度予算を組んでおります空家対策の協議会、これをですね、今年度内に立ち上げてスキームづくりから入るかと思うんですけども、そういった中でそういった支障となっているんですが対応は難しいものについては不動産鑑定士とか、財産ですので、そういった方も専門的な知見も入れながらどう対策するかっていうのは法律の手續上もやっていかないとだめということらしいので、その辺についてそういった支障物件が出てくれば、そういったもの使いながら今後において検討ということ考えているところです。

議長 6番櫻井議員。

6番櫻井議員 わかりました。ただこの内容的にね、危険家屋の除去費用っていうかそのこともうたわれてますんで、それ消さないで併記していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。答弁はいいです。

議長 ほかに。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。153-2の電気自動車用の…

議長 まだそちらのページ行ってません。35、36でありませんか。なければ改めて、37、38ページ。井澤議員。

8番井澤議員 先ほど失礼しました。153の2の電気自動車用の緊急充電施設のことですが、今まで委員会等で伺ったところの中でいくと、民間等をお願いしたり、いろんなことを検討して進めていきたいという回答がありましたけども、今回のこの500万という予定の中ではどのような事業として、何方所で行うのか、それについてお答えください。

議長 まちづくり課長。

まちづくり お答え申し上げます。審議会の後の地域での説明会の中でもお話ししていたんで

り課長

すが、まずは管内でもえりも町と平取だけが今空白地帯ということで、充電設備がないということで、まず令和2年度において何らかの方法で空白地帯というところは解消したいというのをまず第一義的に考えているんですが、その事業を行うに当たって、まず民間で建てていただくことを検討いただきたいというふうに考えてます。なかなか民間で実施できるところがないということであれば、公共での建設を考えて整備を考えて空白地帯という所をなくしていこうというふうに考えております。まずは民間への声掛けということで想定をしております、総合計画の後の予算査定の中でもまずは補助金として整備をしようということで考えをまとめたところでございまして、まずはこちらのインフラの整備を促進している特定財源の方で、この急速充電器の大体半分ぐらいは補助金で設備の半分ぐらいでるんですけども、他の町の事例を見るとそれを民間の業者なりに設置していただくために、さらに行政なりで上乘せ補助しているといったような事例がありますので、そういった先進の事例に倣って何か民間の後押しをして皆さんが利用できやすいところっていうことで場所を選定しながら、まず民間でやっていただけてるところがないかということで検討を進めたいと思います。何回か年間に特定財源の申請のタイミングが年間4、5回用意されてますので、なかなか前半の申請のタイミングで民間業者が決まらない場合、もう行政で建てたほうがいいんじゃないかという判断に至ればその辺考え方を変えて、財源措置をして対応することも考えたいというふうに考えております。

議長

8番井澤議員。

8番
井澤議員

4月24日に白老の施設がオープンすることは皆さんご存じだと思いますけれども、そこに間に合わすぐらいなことが行政としてはすべきでなかったか。100万人来るうちのどなかたちで来られるかわからないけど、交通手段ですね、町長が10万人、1割の10万人は平取に来ていただきたいという様なことで、我々にもその希望なり見通しを持っておられるのに電気自動車の充電施設がまだそんなのんびりしたことではいけないので、もっと早急なことを考えていただいた方がいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

なるべく早く整備された方がいいのかなというふうには思うんですけども、なかなかその行政によって考え方ですとか、条件によって浦河さんのように行政主体で建てて追随して民間が幾つか建てたという事例もありますし、新ひだかですとか日高町のようにもう民間のものしかないといった町もあります。その中で今後の維持ですとか、あるいはその国道沿いの店舗等でもし活用していただけたらいいんじゃないか、集客にも使っていただけたらいいんじゃないかという様なことがあれば、そちらもを検討していただきたいということで、町の方針としては先ほど申し上げたとおり、まず民

間の業者について声を掛けていきたいということで考えております。その上で早急な整備っていうふうな議員の考えに沿わない部分っていうか民間との相談の中でっていう部分ですぐにはならない部分も出てくるかもしれませんが、いずれにしても今年度内、なるべく早いタイミングでということでは進めていきたいというふうに考えております。

議長

ほかに。11番松澤議員。

11番
松澤議員

147の1の移住・定住空家等活用事業なんですけど、この事業は新規でありそれで令和3年度で1回ぽっきりで、しかも一般財源でということなんですけども、事業内容を見ますと移住促進を目的にとあるんですけども、たった1件で移住促進を目的っていうね、ちょっと説得力がないっていいいますか、逆にこれは希望する人がいるからこれを建てるっていうか、造るっていうことなのかなって逆に思ってしまうような内容になってるんですけども、促進を考えた場合は先へこう1件ずつやっていくとか、例えばホームページでそういうことを売りにして来てもらう人を募るとか、そういう考え方でやるのかなど。これ納得っていうか、よく見えないんですけども内容についてもう少し教えていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答えします。新規の事業ということでこちらのイメージとしては今回、今年から先ほど申し上げたように空き家の対策ということで、補助金を設けて6件の利用があるということなんですけども、その内、リフォームで使っていただいて他の方に賃貸借をしてという様なかたちでやっていただいているケースが1件、除却が5件ということで、今空き家台帳に載せている建物中で我々の見立てでまだまだリフォームをしていただければ、有効に使えるんじゃないかっていう住宅もあるものですから、そちらに対してですね、例えば今回、除却ということで補助金使いたいと来た場合とかに、まだまだ新しいのでぜひ、改修をして移住定住に役立てていただきたいという場合は、町の方で買い上げをしてリフォームをして移住定住に使いたいと。そこに実際住んでいただく方を募集する中で気に入っていただければ、もうそのリフォーム代等で買い上げていただいて、住まいを手に入れていただいて定住していただくと、そういった事業ができないかなということと組み立てた事業というふうになっていまして、具体的な想定というのは逆に全くない状況であります。空き家の対策事業の補助金の事業を進める中でアイデアとして出てきた事業ということで、まだまだ本当にこういったものが実現できるかっていったこともわからないという部分もあって、とりあえず総合計画では単年で組んでみて様子をみたいというのが正直なところでございます。

議長

ほかに。3番四戸議員。

3 番
四戸議員

3 番四戸です。150の公営住宅建設事業について伺いたいと思います。この事業につきましては4年近く先送りされてきたように思っております。今、担当課は建設水道課になっておりますけれども、今現在副町長、まちづくり課長の時代、今もう副町長に大分出世されまして、その当時、課長と話したとき当初は山の上に建てる予定でしたが、やっぱり利便性を考えてくれと。高齢者も増えてくるし、やはり住宅は町のこれから形態も考えながら下に建てていただけないかというふうに、その当時の副町長と相談いたした経緯がございます。現在は空き店舗も段々増えてきまして、町並みもやはり誰が見ても寂しい町になってきております。そういう中で当然、今回建てようとしてるのは山岸さんの寄附受けてその代替地として買われたところに建てるのかなというふうに思っておりますけれども、市街地が遠くなって町の中心部から離れているなど。これで公営住宅は終わらないと思うんですけども、やはり町並みの、今商店もうやめていく中で、やはりそういう土地の所有者に協力してもらいながら、やはり町の市街地これから人もどんどん減っていきますんで、増える要素はありませんので、そういうコンパクトに町をまとめていくというような考え方の基でやっていただきたいな。できれば今回もそういう考え方で、プロジェクトを中心とした人たちにも話はしていたんですが

議長

簡潔に質問お願いいたします。

3 番
四戸議員

それは恐らく今考えてるところに建てられるんだと思うんですけど、その件と今後のやっぱり今私が言いましたように、これから先のことも含めて答弁いただければと思います。

議長

副町長。

副町長

お答えいたします。公営住宅の建てかえについては先ほども答弁申したその本町地区の公共施設の再配置の一つとして検討するということもございまして、これは先ほど申しましたけれども整備の優先順位としては非常に優先度の高いものということで本当にみどりが丘の住宅が老朽化で建て替えの時期になってるということでございまして、現在の計画では60戸、建て替えが必要だということでございますので、当面といっちは何なんですけども15戸ですね、今、ご質問にあったとおりやはりいろんな利便性を考えて、公共施設なりが集中する市街地の中心部に近いところに整備するというのが基本になってくるかなというところでございまして、今の建てる、この15戸を建てる場所としては、山岸さんから取得した土地を予定しているというところでございます。残りにつきましては今回そのかわりといっちはなんなんですけども、寄附いただいた土地とか、その他のいろんな再配置の中で動くであろう公共施設の跡地とか、やはり先ほど申しました要するにコンパクトに中心地に集中して整備できるようなかたちで検

討進めたいというふうに思っております。

議長 ほかにも。8番井澤議員。

8番井澤議員 今の本年度設計して来年度以降、建てていくということで2戸、2棟8戸ということになりますけども、これは去場の福祉住宅の建て替えでやった二階建ての住宅のようなデザインをそのまま踏襲するのか、また別個なものを設計するのかその辺はいかがですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 設計は別に発注というか設計し直します。ただですね敷地の有効利用といったことを考えて、二階建て形式、簡単に言えばちょっとは違うかもわからないけど去場形式ということで二階建て形式で考えております。

議長 8番井澤議員。

8番井澤議員 その去場に建った住宅について苦情が寄せられてまして、隣家っていうか、隣接した家から音、声がよく聞こえるというか非常に聞こえるという様なことがあって、そういう苦情が建設課に行っているかどうかわかりませんが、そういうのが寄せられましたのでご確認の上、問題がなければ同じデザインでよろしいと思いますが、その辺のところも現代の生活ですので隣家から音がする、あるいは階下から音がする様なそんなようなことにならないようにしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 先ほども言ったんですけども基本的には形式は同じかもしれないですけど設計は別だということでありまして、隣の音ということなんですけども去場の形式でいけば隣ということは、真ん中に廊下を挟んでるんで相当広いですよ。だから多分隣じゃなくて、上下の音かなって感じはしていますけども、その件に関して役場に対して苦情っていうのは聞いたことはないんですけども、いずれにしても上下の音を含めて防音関係には、そのときも当然配慮してやってるんですけども、またさらに配慮して設計したいと思います。

議長 8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。1番上の147の1の移住の住宅の件ですが、前に本町地区でまちづくり課が空き住宅を提供していただいて、こういう事業に使いたいというこ

とでお願いしてまわったんですが、100戸ぐらいの空き住宅が本町地区にあるんですけども、2戸しか使っていないよというような返事がなかったというのが委員会等と言われてたと思うんですが、今回の1戸リフォームするっていうのは、2戸、先だって2年ぐらい前だったかもしれませんが2戸OKと言って下さったそういうお宅を今回の工事にするんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 先ほど松澤議員に質問いただいたとおり、特に想定している住宅というのは今のところないといった状況となっています。

議長 ほかになれば休憩したいと思います。再開は50分から再開したいと思いますので、あまり時間ないですけどもよろしく願いいたします。

(休憩 午後 3時41分)

(再開 午後 3時50分)

議長 それでは再開いたします。一般会計39、40ページ。なければ41、42ページ。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。169番の沙流川アート館大規模改修事業についてお聞きします。この令和元年度で、屋根、外壁の工事が終わってまして、来年度で和室、アトリエ、トイレ等の工事ということで進むわけですけども、1番肝心なのがトイレが水洗化されるということが肝心なわけですけども、それについてアトリエの部分で12月のクリスマスギフト券のときに私も展示しましたので行ってみておりましたときに、松島課長にもお伝えしましたけれども、アトリエの床が地震の影響が発見されてなかったのか、窓際で10センチぐらい下がってるんですね。そういう状況で他も非常にゆがんでということがあって、床についてはそのアトリエの隣室の、ここでいくと和室ということになるんでしょうか。床は落ちているので張替えるということがありましたけども、アトリエについても是非、建築水道課さんが行って直接見ていただいたと思いますけど、その後ひょっとしたら地震の影響かなんかで、床が落ちてきている部分があると。私見たところ10センチぐらい落ちていると、窓際でね、ありますので、管理人の方は、この床、もともとの教室で使ってたこの床がとても良いということで、私もその良さはわかるんですが、窓際で10センチも下がったようなところで、これから今回の改修で30年間くらい使える施設になろうかと思っておりますので、ぜひその辺のところのアトリエの床、について見ていただきたいということと、トイレの改修につきましては、現在のトイレのあるところはぼっとんトイレでありますけれども、そこについての予算からいって浄化槽工事、浄化槽によるトイレは難しい

んじゃないかという様な回答をいただいておりますが、場所について、やはり利用者の便宜を図るということであれば玄関近くにトイレは設置するといいいのではないかなという場所の問題ですね。そしてトイレが、今のトイレが空いたところはアート館としても物置が欲しいというのは要望も聞いておりますので、トイレのあとは埋めて物置にできるんじゃないかということで、この後30年間は使っていける施設になるんじゃないかなと思いますので、今の今年度の予算では650万ということになってますが、状況をよく把握していただいて30年間もつような施設に工事していただければと思いますその辺いかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

お答えします。自分も昨年12月に管理人さんとあいさつがてら要望を聞いてきております。管理人さんの要望として優先されるのはトイレの部分で、事業費からいって浄化槽の設置の費用にはなっておりませんので、場所については今の場所で検討をして、これからまた工事の内容、トイレ優先になるんですけども、工事の実施内容については管理人さんとまた協議をさせていただきたいということで1回終わっております。実際トイレなんですけども水道が今出ない状態でありまして、その原因が今不明で、もしコンクリート剥がして水道の原因にもよるんですけども、大がかりな工事費になることも予想されて、この650万の事業費でどこまでできるのかという部分の心配もあります。具体的な内容についてはまた管理人さんと協議をして進めていきたいと思っております。床の方までもどこまでできるかっていう部分もありますけども、トイレ優先で進めていきたいと思っております。

議長

8番井澤議員。

8番井澤議員

トイレのことは、先ほど昨年12月のクリスマスギフト展では管理人からの報告書が届きまして、160の方が閲覧に来てくださったということで、私も当番で詰めておりました日があったわけですけども、圧倒的に女性の利用者が多いということもありますので是非、良いトイレを整備していただきたいと思っております。屋根外側の工事をしたところも、ひと回りふた回りして見てみましたが、まだまだ修繕したほうが良いというところも見えますので、担当課において、せっかく今工事をするので道路も含めて補正予算を加えてでも今後30年間ぐらい使える施設にさせていただくのが、よろしいんじゃないかと思いますがその辺いかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施

いずれにしても管理人さんの要望を聞きながら進めていきたいと思っております

策推進課 長	すし、予算の関係については今厳しい財政状況にもありますので管理人さんの要望にどこまで答えていけるかっていう部分は協議しながら進めていきたいと思っております。
議長	ほかに。8番井澤議員。
8番 井澤議員	8番井澤です。41ページの1番上の160で予算はあたっていない項目なんですけど、町政要覧発行更新事業というところがありますけれども、近年、町勢要覧が発行されてから何年かたつと思うんですが、町のホームページ等については直近の人口だとかいろんな産業だとかそういうデータを若干アップしてありますが、町政要覧に基づく資料としてのデータが全部入っているような状況ではないように思いますので、町の状況を印刷物で出すのも大切なことですが、今の時代ですから町のホームページ等に直近の値が提供されていくということが大事でないかと思うんですがそのことはいかがでしょうか。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	お答えします。ここに載っている町勢要覧の発行更新事業については、カラー刷りのパンフの様なかたちの町勢要覧のことというふうに認識しておりまして、この他に毎年度、広報広聴係の方で資料編というものについては各課から載せるべき情報というのをいただきながら、最新のものを発行してホームページにも確かなリンクを張ってたというふうに記憶をしております。決まったかたちのパンフ型のカラーのものはしばらく更新がないというのはご指摘の通りなんですけども、資料編といったかたちで細かい数字の更新は行ってホームページ等にもアップしているという状況です。あと少し印刷したものですとか、データについてはまちづくり課で所管をしておりますので、必要に応じて提供しているといったかたちになります。
議長	8番井澤議員。
8番 井澤議員	関連いたしましてカラー版刷りの冊子については予定にもないですけども、町がアイヌ事業を含めて観光課を作って町を売り出していく時に、あらゆるチャンネルのやっぱりパンフレット等も必要じゃないかと思うので、一番お客さん来るのが温泉かなと思いますけども、温泉辺りにそのカラー刷りのしっかりしたパンフレットがあると宣伝になるんじゃないかなと思いますので、この辺のところについても検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
議長	まちづくり課長。

まちづく
り課長 当然、最近でいくとウレシパですとか、二風谷コタンといった施設については町勢要覧の方には載ってないようなかたちにはなってますけども、観光パンフレット等では随時更新が行われているのと、ウレシパができればウレシパ、コタンが整備された場合はコタンのパンフということで新規に作成をしております、観光ですとか、交流人口確保の部分ではある程度手当てがされているのかなというふうに思います。町勢要覧につきましてもしかるべきタイミングで、新しいパンフ型のものについても更新を検討していきたいというふうに考えます。

議長 43、44、45、46ページ。47、48ページ。一般会計最終ページですけど、全体としてありませんか。なければ次に特別会計のページのほうに移って参ります。まず水道会計ありませんか。6番櫻井議員。マイクの方お願いいたします。

6番
櫻井議員 櫻井です。11番の水道法改正に伴う整備事業ということで、これ聞きなれないアセットマネジメントっていう文言が令和4年度の事業の中に内容としてあるんですが、これ調べたところ資産管理みたいな意味だと思うんですけど、これ令和2年3年度にかけて、本町地区、貫気別地区、中部地区というふうに台帳の策定をして、それをもとにこれ財産、資産管理をして今後のなんていうのかな、問題等対応したいというようなもののために、アセットマネジメントっていうのが必要だという認識でいいのかどうか。今後のなんていうのかな、明確な施設の整備というものをしていくために必要だということ、この事業が上がっているのか確認したいんですが。

議長 建設水道課長。

建設水道
課長 基本的には先ほどもちらつとはふれてるんですけども、令和6年から、水道、今特別会計なんですけれども、公営企業会計というふうに移行しなきゃならないというのがまず前提にお話しがあります。その移るために、まずしなきゃならない作業っていうのが令和6年に向かってあるわけなんですよね。まず、一般の会社と同じように資産、要するに水道の財産、資産台帳です、それらを整備するとか施設の施設財産というか、施設の台帳、今もあることはあるんですけども、ちゃんと電子データで残すということが大前提であります。それに伴っていくためにこういうものを作成しなきゃならないということで、ご質問にあるアセットマネジメント、要するに資産の運用ですとか管理っていう部分なんですけど、これをつくらなきゃならないよというのが、簡単に言うと義務化って言いますか、作らざるを得ないということになっております。根本的というか、根本にあるのは人口減少とかで簡単に言うと水の使用量も減ってきているよと、施設も老朽化、うち町に限らず全国的にそうなんです。それに伴って水道職員も少ないというような状況であって、国としては簡単に言っちゃうと広域化というのが根

本的前提にはあると思うんですけども、だから簡単に言うと平取町さん人口も少ないですからお隣の日高町とくつつきなさいと、そういうことも国は考えているのかもわからないですけども、それに向けてとりあえず、その公営企業化するというで資産の台帳とかを整備して、中でアセットマネジメントという言葉も出てくるだけの話と言ったら変ですけども、そういうことでございます。

議長 ほかにも。8番井澤議員。

8番井澤議員 井澤です。水道の民営化、公営企業化の次にさらに民営化という様なことがあって、委員会でも質問したことがありましたけども、この民営化できる基本というのは都会部のように、水道会計でなくて下水道会計のところではひょっとしたらあり得るのかなと思うんですが、平取町は下水はありませんので、供給、上水の供給が主で収入もそこからしかないわけですけども、私どもの町で今後も下水化しない、下水道、トイレを流すとかそういうのを下水化しないという状況の中では、民営化っていうのは、なんぼ公営企業会計にして地域連携で公営化したとも、でも民営化は難しいのかなと思うんですがその辺いかがでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 先ほどは広域化という話もあるんですけども、そのほかに法律も変わって民営化というのも可能なことは可能なんですけども、現実問題として簡単にいうと、赤字の水道会計を誰が引き継いでやるのっていうのを、まずうちの町に限らず現実的ではないと思ってるんですけども。ごく一部に関しては広域化とかその民営化にしても、採算的にペイするところがあるかも知れないんですけども現実的ではないということと、下水道に関しても公営企業化っていうのは確か水道と同じくなくなっていくはずなんですよ。ただうちは下水道がないんで、雑排水なんでそこはしなくてもいいんですけども、下水道あるところは同じく公営企業化というふうになっていってるはずですけども、詳しいスケジュールは下水道ないんで把握してませんけども流れは同じことです。

議長 よろしいですか。ほかにも。続きまして特別会計の病院会計の方、質疑ありませんか。1番金谷議員。

1番金谷議員 金谷です。一応の医師住宅の工事の内容でございますけども、9000万の予算を見ておりますけども、これは医師住宅は何戸建てるようなかたちになってるのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務 長 議長	3棟建てる予定になっております。 金谷議員。
1番 金谷議員	では3棟ってということになりますと3000万ぐらいということになりますけども、大体坪数についてはどのぐらいのかたちになりますか。それとやはり今この医師不足で、やはり病院っていうのは、医師の招聘については、かなりやはり生活環境がいいっていう環境のもとで先生が地域に来ていただくっていうことが大きな要因となっておりますので、その辺については今事務長からの答弁で3000万ということなんですが、その3000万の中で果たして本当に、生活環境の大きな、環境が住みやすい住宅になるのか、その辺について伺いたいんですが。
議長	病院事務長。
病院事務 長	住宅の面積については130平米程度で今設計している状態です。それで一応9000万という事業費の中ですけれども、その中で建設を考えてますので、ある程度の住宅にはなるのかなというふうには思っております。
議長	1番金谷議員。
1番 金谷議員	先ほど3件ということですけども、何というんですかね、住宅と住宅の間の面積的なことは、どういうふうなかたちになってるんですか。できるだけ大きな面積を確保して建てるっていうふうな考え方はあるんでしょうか。
議長	病院事務長。
病院事務 長	病院跡地の建設可能地の中でですね、限られたスペースになってしまうんですけども、その中で3棟を配置したかたちで最低限の住宅の感覚っていうかたちで建設することを考えております。
議長	ほかに。8番井澤議員。
8番 井澤議員	8番井澤です。医師住宅の整備はとても良いと思いますが、看護師の住宅については今の現状と何かやっぱり待遇改善とかそういうことを含めて考えていることはないんでしょうか。
議長	病院事務長。

病院事務 長	看護師の住宅については、現在は建設は考えておりません。
議長	8 番井澤議員。
8 番 井澤議員	医師を確保するのも大変でありますけれども、今統括師長、そして師長 2 人で合わせて管理職というそういう方々もおられますけれども、やっぱり若くして来られる、就職してこられる看護師さん達とも含めて看護師寮についても、やはり病院を維持する意味ではスタッフが、医師だけではやっていけませんので、看護師についても是非よく検討していただくことが必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。
議長	病院事務長。
病院事務 長	職員の住宅につきましては、町職員全体の部分も関係するのかなと思いますけども、今の段階では、病院職員住宅っていうことでの建設は考えておりませんので、今後それは町も含めた中でどういうふうにしていくかっていうのは考えていかなければならないことだと思っております。
議長	病院会計ありませんか。なければ次に衛生組合の特別会計、質疑ありませんか。それでは最後に消防組合、質疑の方を受けたいと思います。ありませんか。それではないようですので以上、質疑を受けましたが各会計収支計画及び事業実施計画について全体として改めて質疑を行います。総体的に質疑がある方は挙手をお願いいたします。2 番高山議員。
2 番 高山議員	すいません、大変時間として申しわけないです。質疑ではないんですけれども総合計画にかかわる対応ということで 3 点ほど、できれば今後お願いできればということですね、3 点簡単にお話をしていきたいと思えます。今日、朝もありましたけれども総合計画の審議のあり方について、やっぱり今日こういうかたちでできたものということになると、私どもが関わるのは実行予算だけということになりますので、どっかでやっぱり総合計画審議会とは別に、議会も意見吸い上げていただけるようなお願いをしたいと思います。それがまず 1 点です。もう 1 点なんですけれども、できればこの非常に厚い総合計画なんですけれども、できれば 28、29 だとか、30 だとかって終わったものについてはできるだけ削除をしていただいて、また評価でも使うと思うんですけれどもそれは別途、やっぱり財政なり企画の方で後での評価にもつながるんでどういうかたちでということ、できればこの計画からは削除して違うかたちで整理していただきたいというのが 2 点と、もう 1 点なんですけれども、せっかく今回アイヌ交付金の関係で、こういうかたちで別件を作って抜粋していただいたので、できればこの交付金の

関係についてはこの総合計画の本編には入れないでいただければ大変見やすいかなと。ただ1章にあるアイヌ文化の関係の事業は1章の1番最後にアイヌ交付金関係ということで別件にさせていただいて、数字だけ入れてトータル出せるようにしていただくと、大変見やすいかなと思いますので、去年の総合計画を見ていろいろやると非常にアイヌ交付金の関係、28年、29年、30年の終わった関係だとかっていうことで、議員としても大変面倒くさいってということもあるし、もうちょっと見やすいかたちでお願いができればという3点だけですね、要望としてお願いしたいと思います。

議長 改めての答弁というか、ご意見よろしいですか。理事者側から。関連、どうぞ。

6番 櫻井議員 自分としてはその他の財源も明確にさせていただければ大変読みやすくなるんですけど。

議長 ということで理事者側からご回答、町長。

町長 総合計画、今度は折り返し地点になりますのでやはりあの議会の皆様のご意見をお聞きをしながら、反映できるものはするようなかたちのことを見直しも考えたいと思います。また2点、3点の部分についてはこれ例えばアイヌの交付金事業であれば、別冊っていうかたちの方がわかりやすいということですが、本当にアイヌ施策課あるいは観光課とか、みんなに渡るんでそういう仕分けの仕方しておりますけども、これらについても、一部検討して見やすいかたちにしたいと思いますし、また過去の事業の関係についても一部検討したいと思います。いずれにしても、アイヌ交付金についてもこれはやはりあの50年先10年先の次の世代のために、今こうして投資をするということになります。また一般事業もそうありますけども、今というよりは、本当に5年先10年先、将来の世代にわたってこういう事業を展開していくということで、ご理解を願いたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長 8番井澤議員。

8番 井澤議員 関連してますけれども町民の方に各自治会通してこれの説明をしてますけども、そのときでも財政計画のページはありませんけれども各事業のところがいっぱいこんだけ入ってますので、我々少しは数字とか文字見るのには慣れてますけども、一般町民の方についてももう少しこう見やすいような資料、関連しますけども作っていただくことが、町民の理解を進めるうえで大事じゃないかと思っておりますので合わせてご検討をお願いします。

議長 答弁はよろしいですね。それではほかになければ以上をもちまして、第6次平取

町総合計画実施計画ローリングに対する質疑は終了し行政報告を終了いたします。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案4件で原案可決4件となっています。以上で全日程を終了いたしましたので、令和2年第1回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(閉 会 午後4時18分)